

平成23年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月13日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について	4
議会報告第8号 諸般の報告について	5
議案第49号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）	5
議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について	6
議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について	10
議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	12
議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について	15

議案第 6 0 号	平成 2 2 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 1 号	平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 2 号	平成 2 2 年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 3 号	平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 4 号	平成 2 2 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 5 号	平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 6 号	平成 2 2 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 7 号	平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 8 号	平成 2 2 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
議案第 6 9 号	平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6
決算審査特別委員の選任		2 3
議案第 7 0 号	平成 2 3 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	2 3
議案第 7 1 号	平成 2 3 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 3
議案第 7 2 号	平成 2 3 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 3
議案第 7 3 号	平成 2 3 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	2 3
議案第 7 4 号	平成 2 3 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について	2 3
予算審査特別委員の選任		3 0
決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選		3 0
議案第 7 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 1
議案第 7 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3 1
選挙管理委員及び補充員の選挙について		3 2
散 会		3 3
第 2 日	9 月 2 0 日（火曜日）	
議事日程		3 5

本日の会議に付した事件	3 5
出席議員	3 6
欠席議員	3 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 6
職務のため議場に出席した者の職氏名	3 6
開 議	3 7
一般質問	3 7
中 川 正 弘 議員	3 7
三 輪 正 議員	4 4
田 中 元 議員	5 3
散 会	5 9

第 3 日 9 月 2 2 日（木曜日）

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 3
職務のため議場に出席した者の職氏名	6 3
開 議	6 4
議事日程の報告	6 4
議案第 5 0 号 出雲崎町暴力団排除条例制定について	6 4
議案第 5 1 号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第 5 2 号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第 5 3 号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第 5 4 号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について	6 4
議案第 5 5 号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 4
請願第 1 号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について	6 4
陳情第 4 号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について	6 4

議案第 5 6 号	出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 7
議案第 5 7 号	出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	6 7
議案第 5 8 号	出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	6 7
議案第 5 9 号	町道の路線認定、変更及び廃止について	6 7
議案第 6 0 号	平成 2 2 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 1 号	平成 2 2 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 2 号	平成 2 2 年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 3 号	平成 2 2 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 4 号	平成 2 2 年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 5 号	平成 2 2 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 6 号	平成 2 2 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	6 9
議案第 6 7 号	平成 2 2 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 0
議案第 6 8 号	平成 2 2 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 0
議案第 6 9 号	平成 2 2 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 0
議案第 7 0 号	平成 2 3 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	7 1
議案第 7 1 号	平成 2 3 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 1
議案第 7 2 号	平成 2 3 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	7 1
議案第 7 3 号	平成 2 3 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	7 2
議案第 7 4 号	平成 2 3 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 2
議案第 7 7 号	出雲崎町街なみ環境開発基金条例の一部を改正する条例制定について	7 3
発議第 1 号	郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について	7 5
発議第 2 号	私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書について	7 6
議員派遣の件		7 7

委員会の閉会中継続審査の件	77
委員会の閉会中継続調査の件	77
閉 会	78
署 名	79

平成23年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 10日間）

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月13日	火	本会議第1日目（招集日） 予算審査特別委員会
14日	水	決算審査特別委員会
15日	木	社会産業常任委員会 総務文教常任委員会
16日	金	休 会
17日	土	休 会
18日	日	休 会
19日	月	休 会
20日	火	本会議第2日目（一般質問）
21日	水	休 会
22日	木	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(9 月 13 日)

平成23年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成23年9月13日（火曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について
- 第 5 議会報告第8号 諸般の報告について
- 第 6 議案第49号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）
- 第 7 議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について
- 第 8 議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について
- 第17 議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第24 議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第26 議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第28 議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第29 議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第30 議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第31 議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第32 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第33 議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第34 選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	中野勝正
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	宮下孝幸

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開会及び開議の宣告

- 議長（宮下孝幸） ただいまから平成23年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（宮下孝幸） 議会運営委員長から、9月8日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（宮下孝幸） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（宮下孝幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、田中政孝議員及び4番、諸橋和史議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（宮下孝幸） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの10日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月22日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（宮下孝幸） 日程第3、議会報告第6号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（宮下孝幸） 日程第4、議会報告第7号 請願及び陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した請願及び陳情については、会議規則第92条第1項及び第95条の規定によ

り、お手元に配りました請願文書表並びに陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第8号 諸般の報告について

○議長（宮下孝幸） 日程第5、議会報告第8号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県後期高齢者医療広域連合議会について報告します。去る8月29日に開催された8月定例会の会議結果について、中野勝正議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、議員派遣結果について報告します。初めに、去る6月9日に開催された町村議会議長会臨時総会及び自治懇談会について、山崎信義議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、去る7月26日に開催された町村議会広報研修会について、田中元議員からお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第49号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）

○議長（宮下孝幸） 日程第6、議案第49号 工事請負変更契約の締結について（防災行政無線施設整備工事）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第49号につきましてご説明を申し上げます。

平成23年6月16日に請負契約を締結いたしました防災行政無線施設整備工事につきまして、今回親局アンテナにつきまして現在の庁舎屋上から隣の旧プールのNTTドコモの鉄塔を利用して共架することとしております。

また、その無線局舎までのケーブル配線を光ファイバーで庁舎から架空することで当初設計に盛り込んでおりましたが、3月11日の東日本大震災を受け、近距離ではありますが、断線することのない無線での接続に変更したものであります。

このため、9月6日に仮契約を締結いたしました工事変更請負契約の本契約を締結するため、地方自治法並びに町条例の規定に基づきまして、町議会議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきますと、このたびの変更で議案のとおり当初2億

4,360万円で契約をいたしました。2,353万500円の増高によりまして、変更後の契約金額は2億6,713万500円としたものでございます。

また、今回の庁舎から隣の局舎までの変更につきまして、いったん信越総合通信局とこのたびのような大災害を想定した場合の最良の手段というふうなことで、距離にして90メートルそこそこであります。局舎まで複数の接続方法を検討してまいりました。光ファイバーの有線での架空、これ2ルートを用意する。また、架空と埋設の2ルート。あと無線との接続と。これらの中で、やはり有事、また特に地震時の断線の心配を配慮して、金額的には高額となりますが、一番安全性の高い無線での接続に変更したというふうなものでございます。

また、停電時におきまして、各施設発電施設によりまして、発電機がついておりまして、当然停電時でも操作可能というふうなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第7、議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

平成4年3月に暴力団対策法が施行されて以来、暴力団は組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、ふだんの生活や経済活動に深く介入し、資金獲得活動を巧妙化させています。また、近年県内においても凶悪事件が発生しています。このような情勢を踏まえ、本県ではことし8月1日に新潟県暴力団排除条例が施行になりました。県、警察、県民、事業者、市町村などの社会全体で一体となって暴力団を排除することを目的としたものであります。

本町におきましても、町の責務として県、関係機関、町民などと連携をし、協力を図りながら暴力団排除の施策を実施するものであります。

具体的には、町工事等の入札に暴力団を参加させないこと、また暴力団の資金源となる利益の供与等の禁止、青少年等に対する指導等を関係機関と連絡を密に行うこと、町民等の暴力団排除の重要性について理解を深めるよう情報提供、広報活動等について取り組むことなど、町の基本姿勢として本条例を制定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足をさせていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、既に県では8月1日から施行となっております。県町村会におきましても、全町村が本年度中に施行するようというふうな申し合わせをしているところでございます。警察資料によりますと、暴力団構成員と言われる者は全国で約7万8,600人でございます。本県では33団体、1,200人の正構成員、準構成員がいるというふうなことでございます。

各条文の内容につきましては、資料等でご用意してございますが、特に第6条の町の事務及び事業における措置におきましては、町の入札、契約には暴力団を参加させないという必要な措置をとることになっておりまして、新潟県と同様に暴力団等の排除に関する誓約書の提出をお願いするようなことになります。

また、既にこれに先行いたしまして、町営住宅関連条例におきましては平成21年9月に暴力団の入居の排除を規定してございます。当然今後の町の住宅分譲におきましても、暴力団が購入することがないように対応をとっていくようなこと、また露店市場管理条例等で今後のまた改正部分が出てくるかというふうなことでございますが、今回のものは町の暴力団に対する基本姿勢として本条例を制定するというふうなことでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今総務課長の説明でほとんどわかったのですが、今おっしゃっていたその露店関係の町の状況を町が管理して監督しているわけですが、特に出雲崎大祭と船まつり、この関係のものについての、その構成員の程度とかというのは私らはよくわかりませんが、その辺はどこまで逆に、これからそういう規則の中で縛るといふか、規制していくのかということはいくら検討するのですか、それともある程度の内容はあるのですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、県条例につきましては、8月1日から施行というふうなことで、当然その後、本町の場合船まつりがございました。その中で、警察のほうのご指導のような形で、ちょっと暫定的な取り扱いでございますけれども、出店者から要は同意書というふうな形で露店商からとっております。というのは、暴力団でないというふうなこと、またそれを警察のほうに、当然同意書の部分は警察のほうに見ていただきますよというふうな暫定的な取り扱いになってございます。

ただ、今後警察のほうの指導といたしましては、当然、大祭等ございますけど、事前に露店関係の申請書をお願い、写真付きのものをもらい、それを警察のほうに事前に示して暴力団かどうかという確認をして、それでまた返すというふうになっていくのではないかなというふうな、現時点では与板の警察署のほうはそんなようなことを今後考えられますというふうなことで話は来ているというふうな状況でございますが、実際お祭り自体は来年でありますので、また今回本条例を施行、その後関係する部分というのはまた当然あわせて整備していくというふうな形になっていくのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑ありませんね。

これで質疑を終わります。

議案第50号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第8、議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第51号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当の改正についてのものであります。条例第5条第2号におきまして、手当支給の対象作業としてらい病患者に接する作業を規定しておりますが、これは病気に対して差別的なものとなっており、県からも準則の改正がなされており、このたび一部改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足をさせていただきますと、特殊勤務手当につきましては、職員の給与に関する条例の中の第12条で支給を定めております。また、詳細を特殊勤務手当に関する条例で定めているというふうなものでございます。

ご承知のとおり、現在はいらい病につきましては病名自体が差別的というふうなことで使用されておらず、ハンセン病と言っております。第4条第2号におきまして、この部分を特殊勤務手当から削除するというふうなものでございます。また、この改正による字句の整理で、前の第1号が改正となっております。

本町におきまして、このハンセン病の事案についての職員の特殊勤務手当の支給は現在ございません。ただ、以前に結核関係で手当は出たことがございますけれども、特殊勤務手当自体はまれの支給というふうな状況になっております。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第51号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第9、議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第52号につきましてご説明を申し上げます。

町消防団の設置につきましては、消防組織法により条例で定めることになっておりますが、消防

組織法の改正により、根拠となる引用の条文が条ずれしたことにより、その修正のため改正をするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

消防組織法によりまして、消防団の設置、名称及び区域は条例で定めるというふうに規定されてございます。その根拠となっております条文、第5条が消防組織法全体の改正、整備によりまして18条に変更になったというふうなことで、このたび根拠の引用条文が条が変わったというようなことで改正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第52号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第10、議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第53号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、本年6月30日に公布されました現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応し税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律など、国における平成23年度税制改正に伴い、条例を一部改正するものであります。

改正条例は、第1条で税条例の一部改正、第2条から第4条まで税条例の一部改正条例の一部改正という構成になっております。

内容としまして、寄附金税額控除の見直しや金融、証券税制の見直し、申告書の不提出にかかわる過料の見直しなどがあり、いずれも法令の改正に伴うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、補足をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、資料としまして2ページ以下の出雲崎町税条例等の一部改正条例の概要というものと11ページ以下の新旧対照表を用意しましたが、今回2ページの概要で説明させていただきます。

なお、今回の内容につきましては、本年3月の全員協議会で説明したものでございますけれども、法令の改正が大幅に遅れたため、今回条例を改正するものでございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。まず、1番の改正の趣旨につきましては、町長の説明のとおりでございます。2番の税条例等の一部改正に係る関係法令につきましては、記載の3つの法令が主なものとなります。3番の税条例等の一部改正の要旨でございますが、今回の税条例の改正に関しましては、全部で4つの条例が関係するため、第1条から第4条に区分してそれぞれ改正する形式になっております。四角でくくっております第1条による改正、税条例の一部改正が大もとの税条例の一部改正でございますし、4ページと5ページのほうで四角でくくってあるものはそれぞれ税条例の一部改正条例の一部改正ということになりますが、いずれも今回の国の法令の改正に伴うものでございます。

まず、大もとの税条例の一部改正のほうですけれども、本則の第15条が過料の引き上げ、第22条の7が寄附金控除の適用下限額の引き下げの関連、第25条の2、25条の3は字句の整理、第25条の4、40条の10は過料の引き上げ、第49条は項ずれの修正でございますし、3ページの第53条、63条、77条は過料の引き上げ、第89条の2、94条の2は過料を規定するための条の新設、第96条、120条は過料の引き上げ、第126条の2は過料を規定するための条の新設、第26条の3は条ずれの修正でございます。

次の条例附則につきましては、第6条の4が寄附金控除の適用下限額の引き下げの関連、第7条が肉用牛の売却頭数の適用上限の引き下げの関連等、第9条の2が関係法律の改正に伴う規定の修正でございますし、4ページの第9条の3、9条の4が中越地震、中越沖地震の被災に係る固定資産税の特例措置の終了に関するもの、第15条の3から18条の5までは法令の改正に伴う条文の整備が主なものでございます。

なお、施行日とか適用の日につきましては、各条において記載のとおりになっておりますけれども、それ以外は原則として公布の日からとなっております。

次に、第2条による改正、平成20年条例第16号による税条例一部改正の一部改正分でございますけれども、附則第2条で上場株式等の配当所得と譲渡所得に対する軽減率の期間延長を規定する改正でございます。

続きまして、5ページの第3条による改正、平成20年条例第27号による税条例一部改正の一部改正分では、附則第4項で法令の改正に伴いまして条文の整理を行うものでございます。

最後の第4条による改正、平成22年条例第6号による税条例一部改正の一部改正分におきまして

は、附則第1条、第2条で、少額上場株式譲渡所得に係る課税措置の施行日を延長するための改正でございます。

以上が改正の概要でございますけれども、これらの内容を整理したものが11ページから37ページまでの新旧対照表でございます。

以上、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第53号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について

議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第11、議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第54号、55号につきましては、スポーツ基本法に関連してのものであります。一括でご説明を申し上げます。

まず、議案第54号、スポーツ振興審議会条例の改正につきましては、本年8月、国がスポーツに関し基本理念を定め、施策の総合的な推進と活力ある社会の実現を目的に、スポーツ振興法をスポーツ基本法として全文改正をいたしました。これに伴い、審議会の名称など、関係する条文を改正するものであります。

また、議案第55号の特別職の非常勤職員の報酬等の条例改正につきましては、54号の名称変更に関連し、別表中の「体育指導員」、「スポーツ審議会委員」の名称を「スポーツ推進委員」、「スポーツ推進審議会委員」に改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

教育課長。

○教育課長（田中秀和） 若干の補足説明させていただきます。

今回の改正は、今ほど町長の説明のとおりでありますけれども、スポーツ振興法からスポーツ基本法に全文改正ということで根拠となる条例の改正をするものでありますけれども、このほかに体育指導委員に関する規則、スポーツ振興審議会の規則等もありまして、この際そういった施行規則も一部改正することとしております。

よろしく申し上げます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第54号及び議案第55号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第13、議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第56号につきましてご説明を申し上げます。

本年7月に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正され、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に兄弟姉妹が加えられております。

災害弔慰金は、市町村条例の定めるところにより支給されることとなっているため、町条例につきましても所要の改正を行い、災害弔慰金が支給される遺族の範囲を拡大するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 議案第56号につきまして、補足説明をさせていただきます。

このたびの法律改正は、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみ行われたものでございまして、本年の3月11日以降に生じた災害から適用されることになっております。

この法律改正によりまして支給となる遺族の範囲が拡大されたことによりまして、災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、または祖父母に加えまして、これらの者がいずれもない場合は、兄弟姉妹がいるときは死亡した者と死亡当時に同居し、または生計を同じくしていた兄弟姉妹に支給することが可能となってございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第56号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第14、議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第15、議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第57号、58号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第57号の町営住宅条例の改正につきましては、石井町に建設中の町営住宅3戸が11月には完成する予定となっておりますので、町営住宅の設置並びに管理にかかわる所要の改正を行うものでございます。

若い世帯から入居いただくための入居者の資格、入居者が住宅の購入を希望された場合の住宅の譲渡などを新たに規定するものでございます。

次に、議案第58号の改正でございますが、石井町住宅を購入された入居者に対して、これまで納められた公営住宅家賃をもとに新生活支援金を支給するための所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、補足説明をさせていただきます。

この2件の条例の一部改正につきましては、8月の全員協議会でご説明をいたしました内容に基づくものでございます。まず、町営住宅条例でございますけれども、資料の41ページの新旧対照表をご覧ください。第44条の2第2項では、石井町住宅の入居者資格を新たに規定いたしました。子供のない夫婦の場合はともに40歳未満であること、また子供がいる場合は夫婦の年齢は問いませんが、子供が中学生以下であることとなります。

また、43ページ、第44条の3の2第2項では、石井町住宅の入居者の選考方法を規則に委任して

おります。規則では、入居者の世帯構成、収入等を総合的に判断して決定することとしておりますし、また複数の申込者が同程度である場合、判断がつけがたい場合については、抽せんにより決定することといたしたいということでございます。第44条の7では、石井町住宅の譲渡を規定いたしました。

また、45ページ、別表第2では、石井町住宅の月額家賃を4万円と定めております。

なお、この家賃を扶養する子供の人数に応じて減免することにつきましては、別に要綱により定めることとしております。

次に、新生活支援金支給に関する条例の一部改正でございます。資料46ページをご覧ください。石井町住宅の購入者に新生活支援金を支給する方法として、現条例の附則にそれぞれ当該要件の特例を定め、行うことといたしました。附則の2では、石井町住宅に入居し、その住宅を10年以内に購入した場合に支援金を支給するものとしてしております。また、附則の3では、支給する支援金の額を定めております。附則の4では、支援金の返還を定めております。

以上でございます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第57号及び議案第58号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について

○議長（宮下孝幸） 日程第16、議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第59号につきましてご説明を申し上げます。

まず、認定をする山谷4号線は、大字山谷地内に造成します住宅団地に新設する道路であります。

次に、路線を変更するものでありますが、町道山谷小釜谷線と町道山谷線とのそれぞれ起点の位置を入れかえるものであります。

山谷小釜谷線は、複数の集落を結ぶ主要な道路でありまして、山谷、大釜谷、小釜谷と経由し、国道352に接続しておりますが、この際起点につきましては国道352号に接続させることで単一路線で国道間を結ぶ状態にするものです。また、これに伴い、山谷線の起点も変更するものであります。

廃止する路線であります。ことし6月2日に県道出雲崎石地線が開通いたしましたので、町道稲川石地線を全部廃止するものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたらこれを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 特に補足することはございませんが、資料の6ページから8ページにそれぞれ認定、起点の変更、廃止の位置図がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第59号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（宮下孝幸） 日程第17、議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、日程第19、議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案10件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第60号から議案第69号までの各会計の決算認定につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第60号の一般会計決算からご説明を申し上げます。平成22年度の一般会計予算額は、当初予算32億2,600万円、平成21年度からの繰越分1億6,920万5,000円、途中13回の予算補正で4億8,567万円を追加し、最終予算規模は38億8,087万5,000円となりました。決算を見た場合、歳入総額は37億1,000万5,000円、歳出総額は35億4,188万3,000円となり、歳入歳出差引額は1億6,812万2,000円となりました。この中には、平成23年度へ繰越す財源として6,465万円が含まれており、実質収支額は1億347万2,000円の黒字となり、これを平成23年度に繰越すことにいたしました。

歳入総額では、前年度に比べ1億5,385万3,000円、4%の減少となりました。これは、国庫支出金の地域活性化・経済危機対策臨時交付金等が減額となったこと、長引く不況の影響による町民税の減額、また諸収入、県市町村振興会からの特別配分がなかったことなどにより減額となりましたが、地方交付税では普通分、特別分とも増額となりました。

歳入の主立ったものは、多い順から地方交付税が16億5,349万4,000円でトップであり、歳入総額に占める割合は44.6%となっています。次いで町税4億2,498万円、11.5%、町債3億7,950万円、10.2%、県支出金3億3,786万7,000円、9.1%の順となっています。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は8億3,216万7,000円で、歳入全体の22.4%、地方交付税、国庫・県支出金等の依存財源は28億7,783万8,000円で、77.6%と依然高い割合を占めています。

次に、歳出決算額は、前年度に比べ2億49万1,000円、5.4%の減少となりました。国の緊急経済対策等の規模縮小の影響により、関連の普通建設事業費を含む投資的経費が減少をいたしました。

歳出の主立ったものは、民生費が7億4,658万6,000円、歳出全体に占める割合はトップの21.1%で、小規模多機能型居宅介護施設整備事業への補助、子ども手当の支給など、新規事業により増加

いたしました。

次に、土木費の5億9,921万円、前年度比10.2%の減となりましたが、街なみ環境整備事業等の事業費減によるものとなっています。

次に、総務費の5億9,323万2,000円、前年度比27.4%の減となりました。これは、前年度の庁舎耐震補強工事、定額給付金事業等の減によるものとなっております。

次に、農林水産業費が3億7,984万9,000円、公債費3億7,130万3,000円の順となっています。

次に、歳出決算を性質別で見た場合には、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は12億1,774万8,000円で、全体の34.4%、3分の1を超えており、前年度比では4.1%増加しています。投資的経費では、普通建設事業費が6億454万6,000円となり、経済対策関連の単独事業の縮小等により、前年度に比べ2.8%の減となりました。

次に、町債の平成22年度末現在高は35億1,056万9,000円であり、過疎対策事業費と臨時財政対策債の増加によりまして、前年度比1.6%、5,462万9,000円の増となっています。

財政健全化法に基づき、財政健全化指標として5つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業における資金不足比率が財政健全化のバロメーターとして用いられ、公表が義務づけられていますが、一般会計、特別会計とも関係する5指標は本町には特に問題ない数値となっております。

しかしながら、平成16年、19年の相次ぐ災害により、町債発行に伴う償還、また臨時財政対策債償還金の増加によりまして、今後は公債費が増加傾向にあるため、将来的にも弾力的な財政運営を図るために基金を有効に活用し、重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第61号、国保会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度末における被保険者数は776世帯、1,323人で、前年度より2世帯増加し、14人減少しております。

歳入では、国民健康保険税の収納総額は9,616万2,000円で、収納率は95.1%となり、前年度より0.3ポイント減少をしました。また、前期高齢者交付金が1億2,759万5,000円、国庫支出金が1億1,926万6,000円、繰入金が7,926万5,000円の順となっております。

一方歳出では、保険給付費が3億6,026万8,000円、前年度より1,280万8,000円増加いたしました。また、共同事業拠出金を6,915万4,000円、後期高齢者支援金を5,227万2,000円支出しております。

これらによりまして、平成22年度本会計の決算額は、歳入総額5億4,765万1,000円、歳出総額5億4,290万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに475万円の黒字決算となりました。

次に、議案第62号、老保会計決算につきましてご説明を申し上げますと、老保会計は平成22年度をもって廃止となります。平成22年度会計は過年度分の精算となっており、歳入歳出とも142万3,000円、差引額ゼロ円で清算しております。

次に、議案第63号、介護会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度末における要

介護、要支援認定者数は412人で、被保険者に占める割合は23%となり、前年度より10人、0.9ポイント上昇しております。

歳入では、介護保険料は8,122万4,000円で、収納率は99.8%となり、前年度より0.1ポイント低下いたしました。

また、支払基金交付金が1億7,986万3,000円、国庫支出金が1億6,118万円、繰入金が1億1,914万1,000円、県支出金は8,944万4,000円の順となっております。

一方歳出では、保険給付費では6億129万4,000円で、前年度より3,591万5,000円、6.4%の増となりました。居宅介護サービス給付費の増加が主な要因となっております。

これらによりまして、平成22年度本会計の決算額は、歳入総額が6億4,392万6,000円、歳出総額は6億3,776万1,000円、歳入歳出差引額、実質収支額とも616万5,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第64号、後期高齢者医療会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度末の被保険者数は1,213人で、前年度より9人増加しております。主な歳入は、後期高齢者医療保険料の4,079万6,000円で、収納率は3年連続100%となっております。また、一般会計からの繰入金が2,006万9,000円となりました。

一方歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金が5,822万6,000円となっております。

これらによりまして、平成22年度本会計の決算額は、歳入総額6,170万7,000円、歳出総額6,082万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに88万7,000円の黒字決算となりました。

次に、議案第65号、簡易水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度は、新たな水源を確保するため、常楽寺地内で井戸を新設し、大釜谷ほか2カ所で試験井戸の掘削を実施いたしました。浄水場5カ所の滅菌装置を追加するなど、良質で安全な水の供給に努めてまいりました。

これらによりまして、この会計の決算額は、歳入総額1億3,308万2,000円、歳出総額1億1,889万6,000円、歳入歳出差引額1,418万6,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

次に、議案第66号、特生排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度は、浄化槽の維持管理を実施いたしました。

これらによるこの会計の決算額は、歳入総額2,042万3,000円、歳出総額1,931万3,000円、歳入歳出差引額111万円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

次に、議案第67号、農排会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度は、出雲崎地区処理場など3処理区の維持管理を実施いたしました。

これによる会計の決算額は、歳入総額1億7,462万2,000円、歳出総額1億6,710万円、歳入歳出差引額752万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

次に、議案第68号、下水道会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度は、久田浄化センター等施設の維持管理を実施いたしました。

これによるこの会計の決算額は、歳入総額2億4,373万6,000円、歳出総額2億3,733万4,000円、歳入歳出差引額640万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

終わりに、議案第69号、宅造会計決算につきましてご説明を申し上げます。平成22年度は、てまり団地で2区画、川西団地で1区画の買い戻しと再販売を行いました。

これらによるこの会計の決算額は、歳入総額1,695万6,000円、歳出総額1,643万4,000円、歳入歳出差引額52万2,000円となりました。

なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

以上、一般会計並びに9特別会計の決算につきましてその概要を説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） ここで暫時休憩をいたします。

（午前10時15分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時25分）

○議長（宮下孝幸） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、志田忠護さん。

○代表監査委員（志田忠護） ご苦労さまです。それでは、22年度の出雲崎町決算審査意見を申し上げます。

1ページをお開きください。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

審査の対象。平成22年度出雲崎町一般会計決算、平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町老人保健特別会計決算、平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計決算、平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

2、審査の期間。平成23年7月26日から平成23年8月29日まで。

審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調

書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査した。

なお、審査に際しては、関係職員から説明を聴取するとともに、当年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考とした。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められた。また、予算の執行等にかかわる事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められる。

一般会計の決算規模では、国の緊急経済対策の規模縮小の影響等により、前年度より5.3%程度の縮小となっている。また、実質単年度収支は2億3,900万円を超える黒字となり、財政調整基金に2億3,000万円余りを積み立てた。これにより、財調基金残高は21億超となるなど、国、地方を取り巻く厳しい経済・財政状況の中にあつて堅実・着実な財政運営が行われている。

経常収支比率は78.8%で、前年度より0.2ポイント減少した。普通交付税と臨時財政対策債が増加したことが大きく影響をしたものである。

なお、実質公債費比率については8.1%、前年度比マイナス0.7ポイントとなっているが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べる。

特別会計については、すべての事業会計において実質収支が黒字となっており、良好な状態にあるが、詳しくは財政健全化等に関する指標の項目で述べる。

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき、20年度の決算から実質赤字比率など5つの指標について審査を行っているが、22年度決算にかかわる各指標については本年も以下のとおり審査を行った。

財政健全化指標。①、実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はマイナス4.59である。赤字である場合の早期健全化策定基準の国の基準範囲、以下基準範囲という、は11.25%から15%である。

②、連結実質赤字比率は黒字となっている。参考数値はマイナス6.44、赤字ではない。赤字である場合の国の基準範囲は16.25から20%である。

③、実質公債比率は、前年度より0.6ポイント減少し、8.1%となっている。国の基準範囲である25%以下の値であり、良好な数値となっている。

④、将来負担比率はマイナス32%で、国の基準範囲である350%以下の値であり、良好な数値となっている。

経営健全化指標。⑤、公営企業における資金不足比率は、いずれの特別会計も黒字となっている。参考数値は、簡易水道事業特別会計マイナス12.8%、特定地域生活排水処理事業特別会計マイナス15.5%、農業集落排水事業特別会計マイナス21.5%、下水道事業特別会計はマイナス11.5%、住宅

用地造成事業特別会計マイナス3.1%である。赤字である場合の国の基準範囲は20%である。

以上、当町における5つの指標については、いずれも黒字または早期健全化基準の国の基準範囲数値を大きく下回っており、健全財政が保持されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

なお、各比率の算出方法など詳細については、12ページから15ページに掲載してあります。

平成16年と19年に発生した地震等の風評被害で落ち込んだ観光入り込み客も、震災復興祈願イベント等の実施により30万8,706人と災害前の入り込み客数に近づいており、町を挙げての復興に向けた努力が着実に成果となってあらわれてきている。

平成22年度は、国の緊急経済対策により、地域活性化きめ細かな臨時交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、また経済基金の強化と生活環境の保全目的とした社会資本整備総合交付金が交付され、地方単独事業に活用したため地方負担の軽減が図られたとともに、公共事業の前倒しを行うことができ、地方公共団体への配慮がなされたところである。

しかし、町の財政を取り巻く環境は引き続き極めて厳しい状況であり、今後とも真に必要な事業への積極的な財源配分を行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられるまちづくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものである。

なお、審査の概要は次に述べるとおりであります。4ページ以降、69ページまでです。

引き続きまして、70ページをお開きください。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。平成22年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成23年7月26日から平成23年8月29日まで。

3、審査の方法。審査に付された基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。

4、審査の結果と意見。審査に付された基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い、適正に運用されたものと認められる。

審査の概要は次に述べるとおりである。次ページに運用状況が記載されております。

次に、2点ほどお話を申し上げたいと思います。1点目は、船橋地内の土地の使用についてでございます。あの土地は、中永トンネルの掘削土を搬入し、造成された土地だと思っております。面積約1.5ヘクタール、土地の関係者は7名、年間支払われる使用料が47万円余りでございます。いろいろと経緯はございましたが、有効な土地の利用をお願いしたいと思っております。

もう一点は、道の駅の天領の里の運用状況でございますが、こちらは指定管理者制度が導入されております。ここ何年か、かなりの収益減となって運用されておると思っております。5カ年契約の更新を結んだとのお話でございますが、先行き心配でございます。現地ではいろいろとイベントを催しておりますが、そんなことも考えなければならぬかなと思っております。

最後に、これは昨年も申し上げましたが、相変わらず公務員による不祥事が数多く報道されております。県の職員、警察官、消防士、学校の先生、市の職員、議会議員もありました。ここで皆さ

んが事故に遭わない、事故を起こさない、全体の奉仕者であることを自覚し、公私ともに責任ある行動をとっていただきたいと、こう思うわけでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第69号まで議案10件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第69号まで議案10件は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。議案第60号から議案第69号まで議案10件は、決算審査特別委員会に付託します。なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（宮下孝幸） 日程第27、議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）につ

いて、日程第28、議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第29、議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第30、議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第31、議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第70号から議案第74号までの各会計補正予算につきまして一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第70号、一般会計の補正につきましてご説明を申し上げます。歳出から各款の主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費では、東京出雲崎会が来年結成70周年を迎えるに当たり、記念誌等の広告料を計上いたしました。

4項選挙費におきましては、農業委員会委員一般選挙が無投票で終了したことによる減額といたしました。

次に、3款民生費では、各項目に共通して平成22年度事業の清算に伴う国県補助金返還金を計上いたしました。

1項社会福祉費、5目老人福祉費では、町内の要援護者の緊急時に備えて住宅地図等を利用して住基基本情報等を表示した。また、その他の情報も追加できるシステム整備を介護保険サイドの全額補助で計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費では、町単独事業で藤巻水利組合の農業用さく井事業を計上いたしました。

2項林業費では、7月の豪雨災害の対応で、県単事業の緑のばんそうこう工事費を計上いたしました。

8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では町営住宅の維持修繕費を、2目街なみ環境整備費では街なみ環境開発基金への追加繰出しを、また4目住宅建設費では建設中の石井町町営住宅の宣伝広告費関係を計上いたしました。

5目住宅用地造成費では、新規住宅団地の用地測量関係で、宅造会計への繰出金を計上いたしました。

9款消防費、3目消防施設費では、上野山地区の消防水利として農業用ため池の進入路の舗装工事費を、また4目防災対策費では津波避難場所の調査費を、また避難者用の寝具セットの購入費を計上いたしました。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費では、野球用グラウンド改修工事費を減額し、中学校屋上給水管漏水の改修工事費を計上いたしました。

14款災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費では、7月の豪雨による農業用施設、農地施設災害の町単独補助を、2項公共土木施設災害復旧費におきましても道路の補助災害復旧費を追加計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、分担金、国県支出金、繰入金、繰越金、町債を、また7月豪雨の見舞金の受け入れがあり、このたびの諸収入に計上いたしました。これらによりまして、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ3,603万円を追加し、予算総額を36億1,226万3,000円とするものであります。

次に、議案第71号、国保会計の補正につきましてご説明を申し上げます。歳出予算につきましては、退職被保険者の療養給付費等の追加により、2款保険給付費に1,914万9,000円を追加いたしました。また、歳入予算では、5款国庫支出金、6款療養給付費等交付金に前年度の精算に基づき追加交付金を受ける額を計上したほか、前年度繰越金を全額計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,987万5,000円を追加し、予算総額を5億5,651万3,000円とするものであります。

次に、議案第72号、介護会計の補正につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、主に前年度の精算に基づくもので、歳出予算では4項基金積立金に1,054万円を追加し、介護給付費準備基金に積み立てるほか、7款諸支出金は343万4,000円を計上いたしました。

また、歳入予算では、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金に追加交付を受ける額を計上したほか、前年度繰越金を全額計上いたしました。

これらによりまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,397万4,000円を追加し、予算総額を6億5,097万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号、農排会計の補正につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、汚水処理の供用開始から17年が経過いたしました出雲崎地区の汚水処理施設にかかわる設備等の更新計画作成のための委託料を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額80万円を追加し、予算総額を1億7,360万円とするものであります。

最後に、議案第74号、宅造会計の補正につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、委託料に山谷地内に建設いたします団地の用地測量業務委託料を追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額180万円を追加し、予算総額を1,011万8,000円とするものであります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたら順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計から補足説明をお願いいたします。

歳出205ページをお願いいたします。総務費関係でございますが、総務費、広告料の追加につきましては、町長の説明のとおり東京出雲崎会が来年70周年を迎えるというようなことで、会報いずもぎきと70周年記念誌というような、会報についてはページ数の増刷、また記念誌については新たに発行というふうなことで、それに関係する広告料を今回計上させていただきます。

選挙費につきましては、無投票だったというふうなことで減額でございます。

続きまして、206ページをお願いいたします。民生費、2目の障害福祉費でございます。委託料、障害者福祉サービス支給管理システム改修委託料、これにつきましては、障害者、グループホームに対して自立支援法で家賃補助サービスができたというふうなことでシステムを改修というふうなことでございます。

207ページ、老人福祉費の要援護者マップ整備事業委託料、これにつきましては町長の説明のどおり全額国庫補助事業で、要援護者のマップというようなことで、住宅地図を用いてどこにどなたがいてどういうふうな状況にあるかというのが一目でわかるようなシステムの構築でございます。

それと、207ページの2目児童措置費についてでございます。障害者用座いす保持装置の減、障害児用歩行器減、これにつきましては、当初町のほうで購入いたしまして小木之城保育園に貸与というふうな形で考えておりましたが、県の実施要綱の改正によりまして保育所で購入ができるようになったというふうなことで、補助金として支出するというふうな形で組み替えてございます。

続きまして、208ページ、4款衛生費でございます。1目の保健衛生総務費の中で、県単医療給付管理システムの改修委託料。これは、県単医療、所得制限があったものが今度はなしというふうなことでシステム改修が出てきたものでございます。

それと、209ページ、6款農林水産業費でございます。農業振興費の中の環境保全型農業直接支払支援事業補助金、これ乙茂と馬草というふうなことで、5割減減をしている中で、プラス今回はこの地区につきましては冬季湛水管理ということで、冬季もそのまま水を張っていくというような部分でこの事業の該当になるというふうなことで、国が4,000円、県、町が4,000円というので、反当たり8,000円の助成が出ると、補助が出るというふうな部分でございます。

続いて、その下の農地費でございます。町藤巻地区農業用水さく井設備事業補助金というふうなことで、ご承知のとおりこれ2回目の補助でございます。1回目なかなかちょっと水質がよくないというふうなことで、今回これは町単独補助で80%の補助で実施というふうなことで、事業費規模は450万円というふうなことで8割補助でございます。

続いて、210ページ、林業費でございます。県緑のばんそうこう工事、これは7月5日の豪雨によりまして4カ所、船橋、常楽寺、大門、田中でございます。建物の裏側というか、危険性の防止のための工事でございます。これ、県が50%、町が40%、本人が10%負担というふうなことでございます。

続きまして、211ページ、土木費の1目土木総務費、負担金補助及び交付金のところの町道路沿

線美化事業補助金。これは中永トンネルの手前まで海・花街道物語推進協議会の方が花等で景観整備されておりますが、10周年を迎えるということで、記念事業というふうなことで100%補助というふうなことで、10月22日に記念イベントを予定しているというふうなものでございます。

続いて、住宅費につきましては、施設修繕料。これは町営住宅でございますが、大門、小木合わせて24棟。これは、ガスコックの取替えというふうなことで、この法令基準が変わった見直しでございます。工事請負費の町営住宅の維持修繕工事の追加、これは羽黒町のRCの2階建ての町営住宅でございますが、防水工事予定しておりますが、当初の予定より防水面積が増えたというふうなことで追加でございます。

続きまして、212ページ、街なみ環境関係で、街なみ環境開発基金の繰出金の追加というふうなことで500万今回上げさせてもらっております。当初いろいろ年度当初予定しておりましたが、結果としまして、現在取得しているのがおかめ寿司の一部の底地、これ深井さんという方から取得いたしました。その部分。それと、ひばりパチンコの土地ですが、上村さんから現在取得しております。あと同じその石井町の近くの磯野さんの今若者向け公営住宅をつくっている部分での隣接、これは磯野さんという方ですが、それと稲荷町で妻入り会館の近くの斉藤さんという方からの部分を今後取得予定というふうになりまして、全体的に基金は1,000万円でございますが、もう500万円を追加いたしまして取得の方向にというふうなことで、現在考えられる案件が4件というふうなことで、既に2件は取得済みというふうなことになりますので、今回追加をお願いしたいというふうなことでございます。それと、住宅建設費。これは今現在の石井町の町営住宅、これ宣伝広告関係です。11月完成というふうなことで、広告代理店等にこれ委託をしていきたいというふうな部分でございます。

続いて、宅地造成事業の繰出金、これは町長の説明のとおり新団地の用地測量部分での繰り出しになります。

9款消防費についてでございます。上野山地区の消防水利というふうなことで、実は上野山地区につきましては水利が非常に弱い場所ございまして、水道管自体が細いということで消火栓もつけられない、また防火水槽を設置するにもなかなかいい場所がないというふうなことで、地元と相談いたしまして、基盤整備で用水池を整備してございます。それを地区の防火水槽として利用させてもらうというふうなことで。ただ、有事の場合すぐに車に入れるというふうなことと、ポンプを降して作業をしやすくというふうなことでアスファルト舗装をそこまでして、防火水槽のかわりというふうなことで水利を確保したいというふうな部分でございます。これアスファルト舗装でございます。

それと、防災対策費、これは津波避難路の整備関係でございます。本町の海岸地区の避難路を現況私どもで確認はしておりますが、手すり、標識、また全体計画の事業費、ボリューム等をちょっとコンサルに出しまして、今後年次的に計画、また整備していきたいというふうな部分の委託料の

形状でございます。

それと、備品購入費の避難者用寝具、これにつきましては、春先吉川の例もでございますので、寝具セットを20組今回用意をさせていただいて、緊急時の避難された方というふうなことで考えてございます。

10款教育費につきましては、全国学力・学習状況調査採点集計処理委託料、これ当初国のほうの財源でやる予定になっておりましたけれども、ちょっと国の補助がなくなったというふうなことで、町費で実施というふうなことでございます。

それと、中学校費、野球場のグラウンド改修工事費減。これは、町長の説明のとおりでございます。

続いて、214ページの中学校の教室棟の漏水関係、町長の説明のとおりでございます。あとふれあい音楽教室講師謝礼と関係する公演手数料。これ9月29日、出中で県と町の教育委員会との共催によりまして、リコーダーとリュートによるアンサンブルというふうなことで音楽会が開催されると。リュートは、これギターのようなものでございますが、そのための関係経費でございます。

215ページ、保健体育費については、AEDの借上料の追加でございます。実際中央公民館とあの一帯につきましては体育館にAEDを置いておりましたけれども、実はプールもあり、または柔道場もあり、ゲートボール場もありということで、なかなか1つでは緊急時のとき対応できないのではないかとというふうなことで、柔道場に、またゲートボール場というふうなことで、1つAEDをあの部分に追加したいというふうな部分でございます。

続いて、災害復旧費につきましては、農地災害関係では農業用施設災害復旧、これ7月の雨で柿木の水利組合に対するものでございますが、送水管の復旧というふうな部分でございます。それと、農地は沢田で1カ所町単独で、国庫補助に当てはまらない農地災害ということで町単で計上してございます。

続いて、216ページ、公共土木関係でございますが、これは7月の雨の関係で、査定がすべて終わっておりますが、全体事業費が増えておりますので、工事費の追加というふうなものでございます。

戻っていただきまして、201ページ歳入でございます。緑のばんそうこう、これは本人分担金でございますので、1割負担というふうなことでございます。国庫補助は3分の2補助で、あと補助残についてはあとの起債を充てているというふうなことでございます。あと県支出金、これは地域支え体制づくり事業補助金ということで、これは要援護者マップの整備の補助金ということで、全額補助でございます。

続いて、202ページ、県支出金、県補助金につきましては緑のばんそうこう、これ50%。それと、19の繰入金につきましては、介護保険事業特別会計はこれは22年度の清算に伴うものの繰り入れでございます。

203ページ、繰越金につきましては、現在6,900万円ちょっと計上してございます。あと残りは3,400万円ぐらい繰越金としては計上できる金額が残ってございます。

それと、諸収入につきましては、雑入の中の豪雨災害見舞金500万円。これは全協でご説明いたしましたが、住友不動産から7月の雨に対して見舞金をいただいております。

204ページ、これは補助災害の補助裏に充てている起債でございます。

あと199ページは地方債の補正、218ページは全体の起債の残高の整理した調書というふうになってございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（宮下孝幸） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、続きまして国保特会につきまして若干補足をさせていただきます。

今回の補正予算書の185ページお願いできますでしょうか。歳出のほうでございます。今ほど町長説明のとおりですが、このたび2款保険給付費の1項2目の退職被保険者療養給付費、それと同じく同款2項の高額療養費の退職被保険者に係る経費、これがいずれも1,400万円、186万3,000円を追加させていただいておりますが、今年度に入りまして退職被保険者に係ります入院治療、それと高額医療等で複数の方が治療を受けられるというふうなことで、療養給付費が大きく増加しましたので、これに伴いまして追加で補正をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、前年度の清算等を計上させていただいております。

続きまして、介護特会につきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の192ページお願いできますでしょうか。192ページ、歳出4款基金積立金でございます。歳入におきましては、前年度の国県支出金等の精算を行いまして、追加で交付された経費等を原資といたしまして、介護給付費準備基金のほうに積み立てをさせていただきました。積立額が1,054万円でございます。これによりまして、同基金の年度末残高が1,176万7,000円というふうになるというふうに見込んでいます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮下孝幸） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 続きまして、議案第73号につきまして補足説明をさせていただきます。

農業集落排水の処理施設に係ります電気設備、機械設備関係が耐用年数を超え、故障が増えてきております。機器の中には、部品の製造が終了し、調達が困難なものも出てまいりました。処理施設の中にはたくさんの設備がございますけれども、機器の劣化の状況や部品の流通などを点検しながら、交換が可能なものあるいはオーバーホール等で延命化が図れるものなど、機器の優先順位をつけながら、今後3年間で行う設備の交換修理の計画を作成したいというものでございます。

また、この計画によりまして設備の交換、修理を行う場合に、国の交付金等に該当させることが

できますので、財源の手当てでも有利になるというための計画でございます。

続きまして、議案第74号でございますけれども、このたびの補正予算の委託料につきまして、山谷地内の新しい住宅団地の部分の用地測量ということでございますが、その面積が、購入をする予定の面積でございますが、4,000平方メートルを予定しております。これのための測量委託料の追加でございます。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第74号まで議案5件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から議案第74号まで議案5件は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（宮下孝幸） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第70号から議案第74号まで議案5件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前11時03分）

○議長（宮下孝幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

◎決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（宮下孝幸） これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

決算審査特別委員会では、委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員が、予算審査特別委員会におきましても委員長に諸橋和史議員、副委員長に田中元議員がそれぞれ互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（宮下孝幸） 日程第32、議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第33、議案第76号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上議案2件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第75号、76号の固定資産評価審査委員会委員の選任について一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第75号につきましては、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております森山一郎氏が平成23年10月3日をもちまして任期満了となりますが、森山一郎氏は1期3年の実績と経験がありますので、引き続き委員をお願いしたく提案するものであります。

次に、議案第76号につきましては、同じく委員をお願いしております佐藤勝次氏の任期が平成23年10月3日をもって任期満了となることから、その後任として大門の中野正和氏をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。

最初に、議案第75号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第76号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号及び議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号及び議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第75号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第76号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第76号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（宮下孝幸） 日程第34、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思えますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、海野知現氏、佐藤文男氏、内藤恒氏、内藤喜四郎氏、以上の方を指名します。
お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、第1順位松浦範夫氏、第2順位田口正男氏、第3順位渡邊モト氏、第4順位安達伸明氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま順位を付して議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（宮下孝幸） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時10分）

第 2 号

(9 月 20 日)

平成23年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成23年9月20日（火曜日）午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	中野勝正
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	宮下孝幸

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（宮下孝幸） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（宮下孝幸） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中 川 正 弘 議員

○議長（宮下孝幸） 最初に、5番、中川正弘議員。

○5番（中川正弘） おはようございます。一般質問させていただきますが、調べてみますと、私は一般質問するのが約4年ぶりでございます。根が小心者でございますので、緊張しているところに、またきょうはトップバッターということで、地に足が着いた質問ができるかどうか不安でございますが、与えられた時間を有効に使いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。また、町長におかれましてもぜひ協力していただいて、答えやすいように簡潔に質問申し上げますので、ぜひ短い言葉で、短い言葉でご返答願います。

私は、今回全員協議会ということテーマに質問させていただきますが、議会規則に縛られない自由闊達な議論ができる全員協議会のあり方、運営の仕方について質問いたします。ちょうどよい例がございますので、海岸通り景観整備基本計画を例に話を進めていきたいと思っております。平成21年の6月の全員協議会で発言がございました。羽黒町の裏の海岸バイパスとの間の後背地を簡易アスファルトで舗装して、順次作業面を広げていこうとしていたときに国の補助金等が付き、ただ簡易舗装するだけでなく、遊歩道、ウォーキングロードを整備したいから、一時計画を棚上げにして整備計画を立てたいと、少々時間をくださいという趣旨の話がございました。そして平成22年、翌年の1月、昨年1月ですが、全員協議会で総務課長より提案がございました。そのときの議事録を見ますと、昨年6月26日の全員協議会で海岸背後地の整備ということで、生活面での利用、健康づくりへのウォーキングロードとして、体育施設を含め全体的な整備計画、整備基本計画の作成を21年度中に行い、一部事業については予算化をして進めていきたい。全体計画は、提案型のコンペを行い、3社の中から最終的にナルサワコンサルタントに決定して、職員とともに検討してまいりました。この間政権交代があり、今後の事業実施における財政面における不安定要素があります。海岸地区の景観、健康づくりに向けて一定の方向性を持って今後の事業実施をしていきたい。計画の中で一区切りついたということで、本日の基本計画案をご提示させていただきました。基本的には、住吉町から井鼻までの402号線に沿った今後の整備する部分と町なかの現道、町道を利用して1周

4キロちょっとのウォーキングロードを整備するものでございます。全体の表示、中間の表示等を行い、体調、時間に合わせて距離設定のできるものと考えております。照明、東屋を含めた休憩ポイント4カ所、住吉町、羽黒町、鳴滝町、井鼻の整備を考えております。駐車場の用途として4カ所程度整備し、ごみ収集場が背後地に大きく点在しているその周囲を囲うような景観整備も考えております。全体の事業費は、3億円程度でございます。というふうに説明ございました。そのときに示された図面がこの図面でございます。このときにもう少し長いものもございましたし、もう一部ありましたけれども、この図面がそのときに提示されました。

私たちは、この計画案に対して何ら異議を唱えませんでした。すばらしい計画をコンサルタントと一緒に練り上げていただいたな、ここまでよく立派な計画をつくっていただいたものだというふうに思っておりました。これから先に話を進めます前に町長に、今私が説明いたしました時系列にとって、私の誤解あるいは大きな事実認識にそこがあると話が先に進めませんので、ここでお聞きいたします。今申し上げたところの発言に大きな間違いがございますでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 間違いないと確認をいたします。

○議長（宮下孝幸） 中川議員。

○5番（中川正弘） 本当にいい計画をつくっていただきました。昨年の1月に提示されたこの計画の中では、駐車場のスペースがのっております。車をとめるスペースがのっております。そこには、「植生ブロック」と書いてあります。植生ブロックというのは、ブロックを敷き詰めて、その間に芝生等植物を植えて、そして景観を保ちながら駐車場の用に供するというものでございました。私は、最初にこの図面を拝見いたしましたときに、すばらしいものができるなど、近隣町村にはない、ただ単なる駐車場ではないすばらしい駐車場が海岸の整備とともにできるなど喜んでおりました。わくわくしておりました。さすが出雲崎のブレーン、出雲崎の町長初めスタッフブレーンはすばらしいなというふうに思っておりました。しかし、この夏、鳴滝町の駐車場できたときに見て、愕然といたしました。ただのアスファルトの駐車場でございます。駐車場の進入路も駐車スペースもどこにでもある、何ら変哲のない駐車場ができました。そこでお聞かせ願いたいのですが、この計画がどこでどのようにしてそのように変わったのか、またその変更は議会には伝えられていたのか、町長お願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 久方ぶりに中川議員の一般質問を受けながら、緊張しながらお答えをしてみたいというふうに考えておるところでございます。

今中川議員さんのご指摘のとおり、この景観整備事業におきましての今これまでの経過についてのご説明があったわけでございますが、まさにそのとおりでございます。1月12日、全員協議会に

おきまして、今中川議員さんの発言のとおり事業を実施したいというような説明をしたことは、これは事実でございます。しかし、この整備の変更にかかわること、変更設計書が上がってきた段階で私が変更を命じました。これは、この事業にかかわった担当課長、係長、あるいはコンサルタントの関係ではなくて、一に私が指示をしたということにありますので、その辺をご了解いただきながら、おしかりは私が一心に受けなければならないということでございますし、またそのような関連につきまして、説明をしなくて変更したということについては、ひとえにおわびをしなければならないというふうに思っておるわけでございます。しかし、引かれ者の小うたでございませぬが、なぜ議会で説明申し上げたことを私の一存で変更をしたかということについての理由をちょっとご説明申し上げまして、ご理解をいただきたいなと思うわけでございます。

まず、事業費におきまして、普通舗装の約4倍かかるということでございます。さらに、維持管理においてメンテナンス等の関係において相当の経費を要するであろうということが想定をされました。しかも駐車場でございますので、ブルドーザーが入りまして除雪をするわけでございますので、相当の破損が出るであろうということが想定をされたところでございます。さらに、今日まで例えば天領あるいは町道におきまして、景観舗装の中でブロック敷き詰めの一部施工をいたしました。それは、見事に失敗をいたしまして、ブロックは剥離したり町民各位からの相当のご批判をいただきまして、今回は全面的にそれを舗装し直したという過程もございます。さらに、現実的には皆さんは虎岸の丘に上がられたことがございますか。上がっておられると思います。あれは、まさしく植生ブロックが敷き詰めてございます。今虎岸の丘におきましては、その植生ブロックの中に芝生であるか雑草であるか全く生い茂って、非常に私は景観を損ねておるということを現実にかいま見ているわけでございます。これは、普通の地面の除草と違いまして、その間に生えている芝生と普通の雑草をより分けることは、大変難しいです。それが今全く生い茂って、非常に逆に景観を損ねておるという現実がございます。そういう観点に立ちまして、私はこの植生ブロックは将来において禍根を残し、町に損害を与えるであろうということにおいて計画変更を命じたということについては、ご理解をいただきたいと思えます。ただし、この変更について皆様方に説明する機会があったにもかかわらず、しなかったということにつきましては、重ねておわびを申し上げる次第であります。

今後の課題でございますが、この反省に立ちまして私が考えておりますことは、この後におきまして財政問題等についてのご質問をいただくわけでございますが、これからの事業の持ち方につきましては、着眼は大局に立って、着手は小局に立ってということを実施してまいりたいと思っております。着眼は大局に立って、計画は広く、高く、そして将来を見通した中の理想的な計画は、これ必要とするであろう。しかし、着手においては綿密に時の情勢なり過去の反省点に立ってそごのないように、また財政的な負担がかからないように、より景観が損なわれないようにという細心的な注意を払った中において事業を進めてまいらなければならない段階を迎えておると私は確信をい

たしています。その点につきましておわび申し上げますところはおわび申し上げますが、これは町に損害を与えるのではなく、町の将来に悔いを残さないということによって、私の決断でやったということをご理解をいただければ幸いです。

○議長（宮下孝幸） 中川議員。

○5番（中川正弘） 想定内の返答でございました。今町長がおっしゃるように、4倍かかるということですが、だれが見てもアスファルト舗装と植生のブロックの場合には高くつくというのはわかっております。また、メンテナンスが大変である、当然のことです。だれが考えたって、アスファルト舗装と植生した場合のメンテナンスがかかるのは当たり前でございます。除雪でブルドーザーが入ってはがれる、これはちょっと違います。除雪のときに刃をちょっと上げればいいだけですから、それもやり方でしょうけれども、そういったもろもろのことは町長どうでしょう。計画の段階からわかっていたのではないのでしょうか。だとすれば我々は、こんな凡人である私でさえわかることですから、それをなぜこういう計画を我々にお示しになったのか。すなわち計画をお示しになるときに町長は、よしとして計画をお示しになったと思うのです。それを今聞きますと、あたかもそのとき私は知らなかったが、こういうことで出てきたので私の金銭感覚といいますか、これからの将来を見据えた中で変更させたのだと言いますが、町長の考え方を私は了とします。しかし、ではなぜ全員協議会に提示した図面にはそのようになっていたのかということが私は不思議でたまらない。我々は議員です。向こう、執行部側から出てきたものを審議します。そして是か非か、あるいは改良を加えるべきか私らが審議します。そのための出てくる議案議事、図面がこれからころころ変わる原案であるのか、あるいはきちんとした成案であるのか、それによって我々が今後対応する対応も変わります。私は、そこを今回聞きたいと思います。町長が今お謝りになることもわかりました。そして今これこれこうだから変えたということもわかりました。では、なぜその我々にお示しになったときにその図面が出てきてしまったのかと私言います。なぜその以前に町長が図面を見て、この植生が高くかかるからアスファルトではなければだめだと言えれば、あるいは一言それで今回は例えば建設課、総務課、保健福祉課がかかわってくると思いますけれども、その中で話をしていけばできた話ではなかったのかなというふうに思うのですが、町長その点はいかがでしょう。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに中川議員さんのご指摘のとおりでございますが、後段申し上げました着眼は大局に立ってと私は申し上げました。やはり町の総合計画であろうと、いろいろな長期ビジョンというものは、一つの理想像というものが示されるわけでございます。そのものを着実に実行するということは、なかなか困難でございます。例えば今回の景観整備にいたしましても、コンペをいたしまして、その全体像のわずか実は500平米の中の88平米なのです、植生ブロックは。88平米、わずかなところなのですが、しかしわずかといえども私はやはり全体的な景観からすれば、確かに

示された図面、いわゆるこういうような構想でやりたいというものに対しましては、これは直観的に我々素人でございますが、ああ、これはすばらしい、またいわゆるカラー舗装あり、普通舗装あり、植生ブロックの舗装あり、なかなかバラエティーに富んで、これはやっぱり景観整備、ウォーキングロード、いろんな面を考えると非常によいかなというふうに直観的には感ずるわけでございますので、コンペで出た設計書をこういう形で進めたいということをお願いしたことは事実、私もそれを見ながら、うん、これは全体からするといいかなと思ったのですが、さて発注の段階で内容を精査してもらいました。課長から説明を聞いて、これはだめだと、こういう金のかかることを、しかも景観に逆に逆行する、しかも今後のメンテナンス、いろいろな面でこれはだめだと、設計変更しなさいと、普通舗装に変えなさいと、駐車場を。ただし、歩道はカラー舗装しております。そういう意味で、最初に示された全体像というのは、さっき申し上げました、例えば総合計画、いろんな一つのビジョンづくり、例えばこれからJ Aの跡地を検討委員会において提示をされます。それを私はそのままやるわけには。ただし、こういう構想は出てまいりますということはお伝えをして、これはもう徹底的に精査をして、もう投資をするのですから、議会の皆さん、町民の皆さんのご理解をいただいた中で進めていかなければならない。今後は、私は後段申し上げました。着眼は大局に立って、そして着手は小局に立ってということをお願いしたいというふうに思っています。

○議長（宮下孝幸） 中川議員。

○5番（中川正弘） 町長の言うことは、すべからく理解できますし、私も大局うんぬんという話は納得できます。ただ、そのことについて云々言うつもりありません。ただ私が申し上げたいのは、何度も申し上げますが、我々は議会、議員でございます。そのときに出てくる、議案のときに出てくる図面あるいは議事、そしていろいろな文言に対して我々はそれを精査し、よしあしを判断する立場でございます。それが大局に立って変更された、その私はことは了としますが、それが議会に一言も説明もなし、あるいは逆に言えばそれを精査した中で私は議会に提案すべきだったのではないかなというふうに、今でもその疑念は払拭できません。今後どのようになさるのか、また執行部の方々の考え方一つでしょうが、とりあえず議会に出しておいて、全員協議会に出しておいて、後で幾らでもローリングできるのだということであれば、これはゆゆしい問題です。まさかそこまではお考えではないと思いますが、ただそこで私は今回申し上げます全員協議会のあり方についてというので、実はここに私が最初に議員になったときにいただいた議員必携という議員のバイブルがございます。そしてこれが第5版でございます。こちらに私が議長になってからもう一度勉強し直そうと思って買い求めたのが第8版でございます。この間全員協議会というところは、一言一句変わってございません。そこには、3つの全員協議会のあり方があると書いてあります。大きく3つあるのだと。1つは、本会議関連の全員協議会。本会議が議題が紛糾した場合、議長が休憩を宣告して、その間全員協議会に切りかえて話し合いをする。次に議事が進むように、議員相互の意見や

執行部との意見を調整したりする場で、議事を円滑にするものである。しかし、これは全員協議会の開催の中では、質疑や意見は会議録に記載されていませんので、住民には知らされないということで、内容は慎むべきであると書いてあります。2つ目は、自主的意見調整の協議会。議長の自主的な判断で開かれるもので、近く開かれる議会などに懸案となっている問題の提案が予想されるような場合、議会内部の意見を調整するためのもので、したがって町長には何ら関係のない議会独自の立場での会合である。今出雲崎では、こういったたぐいの全員協議会は、議員懇談会という形の名前で開かれております。これは、議会が閉会中にも事実上の活動を要求される以上、打ち合わせや意見調整の場として大いに活用されてよい協議会であるというふうに記載されています。3つ目でございます。町長が意見を聞くための協議会。町長の依頼を受けて議長が招集するもので、目的は町長が行政上の重要問題などについて意見を聞くための協議会である。行財政運営上の重要問題とか企業誘致などの場合もあれば、議会に提案予定の案件について説明をし、質疑を受ける、いわゆる事前審議の類の全員協議会であると書かれています。そしてその第3番目の全員協議会には、こう書かれております。「事前審議型の協議会は、議会と町長が一步はなれて提案と審議そして議決と執行の権限を分かち合う「大統領制」の組織原理にももとより、議会の権威を失い、町長の責任体制も否定されることになりかねないものである。このような協議会開催の町長の要請には応じない気骨と心構えがあって然るべきである。すなわち、町財政行政上の重要問題について議会の基本的考えを聞いて参考にする協議会の開催は、議会運営委員会等で検討して必要最少限度にとどめることが肝要であろう」というふうに書かれております。今回まさにそれが当たるのではないかなというふうに私は思います。

執行部の皆さんたちは、いろいろなものを全員協議会で提案なされます。あたかも全員協議会で提案したものは、我々のところで審議して、そしてそれが了とされた場合は、もうこれで終わりというふうな形で、予算がついた形で本会議等で成案として議事として出てまいります。町長、どうなのでしょう。私は、今の全員協議会のあり方を否定するものではありません。出雲崎の全員協議会は、私はすばらしいと思います。ここでは、こういうことやってはいけないと書いてありますけれども、今出雲崎の全員協議会ではすばらしい方向で執行部と我々議会とが討論しながら進めているというふうに思っております。ただ、こういうことだけは気をつけなさいよというふうに、何版繰り返しても同じことが書いてあるのです。ということは、今回のようにいったんすり合わせをしてしまうとそれで終わりということになってしまうのではないかなというふうに心配しているのです。町長は、私長々と今しゃべらせていただきましたけれども、また町長長々しゃべるともう時間なくなってしまうのですけれども、1つだけお聞かせください。今の出雲崎町の全員協議会のあり方、どう思われますか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 3番目に議員さんがおっしゃった全員協議会のあり方、議会と執行者と議決機

関がなれ合いの措置をつくるということについては、これは回避すべきということはしっかりとうたってあるわけでございますし、私はやっぱりそれは認めざるを得ないし、認めていかなければならぬと思っております。しかし、町の大綱、大きな例えば今回若者誘導型住宅を石井町に今建設しておりますが、あれも当初コンペによる4棟の建設を計画して、皆さん方のご理解をいただくわけでございますが、諸般の情勢の変化によりまして変更を余儀なくされたと、そのことがまた将来町にプラスになるだろうということで協議会にお諮りをして、変更を余儀なくされた理由をご説明申し上げまして、ご理解いただいた。私は、やはりなれ合いでは困ると思うのです。協議会においてもそれはそれぞれのご意見があつてしかるべきだと思いますし、またその一つの出雲崎町の将来を決するような大きな重要問題については、単にそういう議案を本会議に提案をしてそこで論議する、その方法もありましょう。しかし、私はやっぱりそういう大きな、出雲崎町の将来を決するような大きな事案については、あらかじめやっぱり議会の皆様方のご説明を申し上げてご理解をいただくというのが私は筋だと思います。それは、執行機関と議決機関と相対立、両立、両輪のごとくといいますが、私はやっぱり将来的には究極は町に、町民にいかにプラス還元がされるかということが基本です。私たちと議員の間の問題ではないです。私は、やっぱり最終的には町、町民にそのことはどういう形となってプラスになるのか、マイナスになるのかというものをしっかりとすみ分けをしながら、こういう問題は進めるべきだと。一概に3つおっしゃったことをすべて肯定して、否定するわけではございませんが、基本的には私はやっぱりこれからも大きな事案についてはしっかりと皆さん方と意見調整あるいは意見をお伺いしながら、それを予算づけをして提案をするという考え方には変わりないつもりでございますので、またご理解をいただきたい。ただし、若干の一部変更があつた場合において、説明するのが当然なのですが、若干そういうことで一部変更については説明を省略することもあるかわかりませんが、その辺につきましてはまたご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下孝幸） 中川議員。

○5番（中川正弘） 町長の答弁で、最後のまとめに入らなければいけないのですけれども、今町長がおっしゃった言葉が一番最後の言葉がやっぱり今回私の質問の確信かと思えます。一部変更はご容赦願いたいということでございますが、その一部ということが大局的に見て、本当に執行部の皆さんから見れば小さなことであろうが、我々議員あるいは町民から見ると全く大きな問題になるということも感覚的にあるわけございまして、それをではどこからどこまでかという物差しはございません。はっきりした物差しはございません。私も今どこからどこまでは公表せよ、あるいはどこからどこまでは審議せよというつもりはございません。ただそこで町長が言われたように、大局を見て物事を判断すべきであるし、また町民のためにという足元が揺らがないければ、私はそれですとしますが、かといって何でもかんでも全員協議会で話が出たものを少しのことでもころころ、ころころ変えていかれたのでは、私はたまらないということで今回質問させていただきました。

最後に、町長に一言だけお話しして、町長の意見を聞いて話を締めたいと思いますけれども、全員協議会というのは町長が今おっしゃったように、議員とそして執行部との議論の場でございます。刈羽村議会では、全員協議会はほとんど開かれませんが、執行部からの提案は、すべて本会議で処理され、あるいは委員会へ付託されて、委員会で議論されます。そういうやり方もいいでしょう。でもいろいろ大きな問題が出てきたときに、今の出雲崎のように全員協議会で事前に審議し、事前に話をする私も重要なことだし、これがあってしかるべきだと思います。ただ残念なのが、以前私が議員に初めてお世話になったときには、全員協議会の議題というのは議場に来るまでわかりませんでした。非公開でございました。なぜ非公開なのか、私は理由がわかりませんでした。当日議場に来て初めて全員協議会の議題がわかりました。最近では、全員協議会の議題は事前に配付されます。しかし、議題、「題」だけでございます。どんなことが、あるいはこのさっきの資料のようにそれは事前に配付していただいて、もっともっと我々議員とそして執行部との全員協議会の議論が深まるようにしていけたらというふうに私は思いますが、町長最後にいかがでしょうか。お話を伺います。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 今後の全員協議会のあり方につきましては、今中川議員さんのご提案もごさいますし、またその辺を十分ひとつまたしん酌をさせていただいて、議会の皆さんとどのような形の中で全員協議会、なれ合いではなくて、やっぱりその議論を深めるためにどうあるべきかということについては、しっかりとまたコンタクトをとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下孝幸） 5番、中川議員。

○5番（中川正弘） どうも執行部の皆さん、いろいろ申し上げて済みませんでした。ただ一言だけ最後に言わせてください。仲がいいこととなれ合いは違います。ぜひこれでやっていきましょう。質問を終わります。

◇ 三 輪 正 議 員

○議長（宮下孝幸） 次に、7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） きょうは、婦人会の皆さん、またそのほかの傍聴の方もおられますので、ぜひ皆さんの前で町のほうからの明確な答弁をお願いしたいなと思っております。今中川議員のいろいろ長年の経験に基づいた質問があったわけですが、私はまだ1期生で、本当にまだそこまでいきませんが、せいぜい頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それで6月議会に諸橋議員と私の2人で原発の事故のことの対応についてどうかというふうな質問したわけですが、あれからまた3カ月たちまして、当初の私らが考えている以上に深刻だということで、各市町村もいろいろ対応を考えております。それで私ら出雲崎は、以前は10キロ圏

内には入らないというか、今までですと柏崎、刈羽だけが特に協議に入ったということですが、出雲崎はそれ以外の市町村になっておったわけですが、最近見ますと、もう中には10キロ、150キロまで一緒に地域に入れるべきだと、そして新潟県全域を入れるべきだというふうな論議も出ているくらいですので、その中で本当に出雲崎は20キロ圏内にすっぽり入ります。一番近いところだと、特に八手地区ですと、もう10キロちょっとくらいなのです、直線です。そういうところですので、今までとかなり認識の違った形で真剣にこれ考えていただきたいと思っております。

特に町としましては、人口増というようなことで、特に若い方を少しでも出雲崎に定住していただくということで、以前から住宅団地を幾つかつくりまして軌道に乗っているかと思いますが、今現在まだ海岸地区に若者導入の町営住宅を今3棟建築中なわけですが、そういったことをやっておきながら、逆に原発に近いがために安全性とかそういう面で問題があるということになると、努力もそれによって非常に帳消しになってしまうということもあるわけですので、特に出雲崎の場合についてはいろいろまた考えていただきたいなと思うわけでございます。私6月議会終わりました、その後ちょっと柏崎議会がまだ開会中でしたので、ちょっとちょうど一般質問の日でしたが、そこへ行っていろいろ聞いてきましたけれども、ほとんどの方が原発絡みの質問ということで、非常に出雲崎町以上に危機感が大きかったわけですが、出雲崎もそれに倣って、多少遠くてもやはり真剣に考えていく必要があるのではないかと思います。

それで、先回お話ししましたとき、諸橋議員からも出ましたけれども、例えば緊急迅速放射能影響システム、そういったものがどういうふうになっているのか。それと、当初私モニタリングが町にあるはずなのだが、どこにあるのですかというふうにお聞きしましたら、役場の裏のほうにあるのだと。その検査結果はどうなっているということを聞きました後で、あれは町ではわからないのだと、あれは県が設置したので、県でないとな値はわからないのだというふうな話だったのですが、えっと思ったのですけれども、町民はみんな当然町内には1カ所くらいはモニタリングポストがあって、常に役場がそれを把握しているというふうに思ったのですが、県でないとなわからないのだというふうなこともあったわけでございます。

そしてまた今現在、この前も私も原子力広報センターさんから講師から来ていただきまして、議員の勉強会やったわけですが、そのとき放射能の線量計の実際機械を1台ずつ持ちまして、実際はかったわけですが、そういったものも今各県内の市町村も出雲崎よりずっと遠いところの市町村でもかなり購入しております。そういったものも町としては購入してあるのか、もししていなければ購入する予定があるのか、その辺もまた聞かせていただきたいと思っております。

そんなことで、とりあえずもろもろのことにつきまして、今現在の町の状況、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 三輪さんのご質問にお答えをしたいと思うわけですが、原発事故と町

の安全対策についてというご質問でございます。これは、6月議会に引き続いてのご質問でございますが、本町は今おっしゃるように、当然柏崎刈羽原発から20キロ圏内にすっぽりとお入っているわけですので、隣接とはいえこれは他人事ではない、本当に重大なる関心を持って対応しなければならないということで、私たちも十分承知はいたしております。ただし、本県の防災計画は、国の機関である原子力安全委員会が指定する原子力発電所からおおむね半径10キロ圏を原子力防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲であるEPZというものがございますが、その範囲内である今柏崎、刈羽については地域防災計画を策定すべきというふうに示されておりますが、その範囲外である当町は、現段階では原子力防災に対する防災計画は作成はしてありません。本県でも今もう既にご承知のように、この原子力災害対策につきましては見直しを進めているわけでございますし、県も挙げて今取り組んでおります。私も県の防災会議の原子力部会のメンバーにも入っておりますので、三輪さんのおっしゃること、いろんな面を具体的にその会議場でもしっかりと私の所見を申し上げながら、議員と同じような考え方の中で答えを求めているところでもあります。

事務担当者の原子力につきましては、知識を高めるということで、県内自治体の共通の認識で今まで4回の勉強も行われまして、とりあえず一つの区切りとして今後の方針が県から照会も来ておるところでございますし、お答えもしておりますが、先ほど申し上げましたEPZの問題につきましても、国は今技術的な検討を行っております、10月中旬ごろまでに原子力防災指針の見直しの一つとしてEPZに関する骨子を示すということになっておりますので、県の地域防災計画、国の防災計画等々の整合性を図りながら、町の防災計画についても県の計画することになるため、今後EPZの範囲内となれば、当然地域防災計画に原子力災害対策を盛り込む必要があると思っております。現在準備段階として本町におきましても、地理的条件の中で原子力についての正しい知識、また東京電力の対応につきまして聞く会を設け、議会もこの明後日、最終日に柏崎刈羽原発、この一連の事故、対応等々に、対策等についての勉強会を開かれるということでございますので、その辺でしっかりとまた今議員さんのおっしゃること等々もひとつご意見として申し上げていただきながら、それに対応する安全性を確保していかなければならぬというふうに思っているわけでございます。

また、事故につきましても、国、県がやるべきこと、また電気業者やるべきこと等が当然あるわけでございますので、広域的な避難の対応をするものも国の責任で対応することを強く感じております。東京電力との個別の安全協定についてであります、実施市町村とほぼ同じ距離の中にあるわけでございますので、当然私たちも今後その一つの計画の中では、西山、柏崎、刈羽と同じような条件と認識しながら、今後に対応してまいりたいというふうに思っているわけでございますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 先ほど申し上げましたが、町が今県内市町村でも各部署ごとに線量計ですとか、そういったものの購入のやるとやったとかありますけれども、出雲崎としては今現在そういう測定器は常備されているのかどうか、それを再度また質問いたしますし、モニタリング等はどういうふうに活用されているのかということをもたお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 私は、今回の東日本の大震災、これにかかわる福島原発、この大事故、これは小さな視野に立っての論議はもう終わったと思っております。もっとも放射能というのは、どこに飛散するかわからないのです。だから私は、こちゃこちゃ、こちゃこちゃと町が対応するのではなくて、それぞれ県を挙げ、国を挙げてしっかりと対応していかなければならぬと私は思っています。ただこちゃこちゃ、ただ放射線をはかる機械が必要と、そういうこと以上に私は速やかに国に対応をお願いしたいことは、やはりこの福島原発がどういう条件の中に起きたのか、それをどのような形で安全対策を立てるのか、またこの放射線の拡大したその地域のどういう状況によってどういうことが起きているのか、そういう点をもう少し早く検証して、それに対する抜本的な計画を立てていかないと、こちゃこちゃとやってはだめですよ。私は、そう思っています。

現にきょうの新聞ですが、これちょっと今問題になっていますよね、やっぱり。世界の国際原子力機関、I A E A、この点は全くそうだと思うのです。これは、単なる一国、日本ではないです。地球規模における先ほどおっしゃった放射能なり、そういうものを即座に検定をするようなシステムを早急に構築すべきと提案しております。しかもこれからの福島原発、ああいう問題に対しても、単なる福島、日本の問題ではない。世界の共通した事項として、速やかにこれに対する今後の対応を充実すべきということを提案しています。新興国は、反対しています。これから新興国どんどんと原発をつくりたいと思っているのです。つくっているのですから、そういう難しい枠組みが決められると困ってしまうのです。だから私たちは、やはりI A E Aのおっしゃる提案どおり、もう徹底的にもう一町の町が対応するのではないです。国を挙げて、世界規模においても徹底的にそういうものを検証して対応するということが必要だと私は思っています。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 町長の言われることは最もだと思いますけれども、私はやっぱり一般町民とその辺がちょっと違うのではないかと思うのです。特に男というのは、意外と放射能はまあしょうがないかと、私を含めて多少そういうのはあるのですけれども、特に女性、特に若い方、これから子供をつくっていこうとか、今育て中の方というのは非常にこのことについては敏感です。そういった面で、では町民がまずどこへ頼れるかとなると、やっぱりまず町なのです。いざというときは、町はどうなっているろうかね、どういうふうにしてもらえるろうかねというのがまずなのです。県だの国に対して何とかしてくれということはまずないと思うので、やはりまず皆さん頼るのは町なのです。それも出雲崎町は、人口が何十万とかでっかいところだと、どこ行ってみようがないと。だ

けど、出雲崎くらいの規模ですと、非常に住民と距離が短いわけです。それだけ出雲崎のよさがあるはずなのです。そういう面で、やはり頼るべきはまず町になるかと思うのです。そのとき放射能どんなだか、いや、国の方針が出るまでまあちょっと待ていれというのではなくて、やっぱり出雲崎今ちょっとはかったけれども、出雲崎はかった段階でこうだよとかいうふうになると、町民はある程度ああ、そうかねと、ああ、大変だというふうなことになるので、やはり私は最低限町である程度の測定はできるというか、そういう体制は、それは測定器もいろいろはかり方とか、機種によって正確なもの出ないということも承知しております。だけれども、やはりまず頼るのは、まず町民は町です。町がそういった器具がもうないのだということになると、町民ははでどこをどうしたらいいのだと。頼るところがないわけです。そういったところもぜひ考えていただきたい。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 全く無関心でおるわけではございません。やはりセシウム問題、あなたこの後質問されますが、それらに対しましても私たちは細心、最大の注意を払っております。例えば米もそうでしょう。この出雲崎における米がセシウムに汚染されているのかどうかというの全部調査しているのです。だから私たちは、セシウムも1キログラム当たりの8,000ベクレル、これ以下のもので大丈夫。絶対だめです。あなたは、これから質問されますが。そういう意味において、私たち出雲崎町は町民に対する安全、安心確保というのはもう全力を挙げます。ただ機械を入れるのではないのです。日ごろの一つ一つの事項なり事例の問題についても、万全を期して対応してまいります。ただ、機械を入れればいいというのではないです。そういう細心、最大の注意を払いながら、万全を期して町民の安全はもう確実に守るという線で徹底的にやっています。議会の皆さんのご意見を聞きながら、町民の皆さんのご意見もしっかりと受けとめてやっていきます。そういう点については、ただ施設をどうする、こうするでなくて、まず私はあさってだって皆さんから徹底的に東電に対するそういう安全対策をどうするのかということをお話ししてもらいたい。逆に言うならば、私は東電にお願いしたいことは、あなた方がそういう施設を持っている以上は、住民の安全、安心を確保するために、そういう必要な器具をあなた方の責任でもって配置しなさい、住民の安心を確保しなさいと、私は言います。そうではないでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今の例えば測定器に関しましても、今町が購入するのか、また東電に用意させるのかということは、これからぜひ考えていただきたいと思います。

それと、万が一、本当万が一、あってはならぬことですが、あった場合、とりあえず町としてはどういうふうな住民に対する対応をするのか避難せいということになるのか、建物の中に入れというのになるのか、その辺と、もう一つ、やっぱりこの役場職員と消防団ですとかそういう方について、こういったとき原子力の、私はこの前第1回目の勉強しまして、今度は22日、東電から来てもらって勉強会議員はするわけですけれども、職員の皆さんのほうではそういうふうな勉強の場をや

られたのか。今後またその担当者は当然だと思うのですが、いざとなれば役場職員挙げて災害に、今までも町は地震とか水害のとき、本当に一丸となって職員やっていただいたわけですが、それを町民は見ているわけです。ああ、いざとなればやってくれるのだと、安心だやと、頼もしいやということがあるわけなので、原子力というのはちょっと違いますので、その辺も事前にいろいろの原子力のことについての勉強とか対応を事前によく勉強していただいて、いざというときは的確に住民なりを指示したりとかいうことをやっていただきたいと思うのですが、その辺のお考えいかがでしょうか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 後段の津波問題等につきましては、この後議会の終わった後の全員協議会、それこそ全員協議会で今町がどのような取り組みをして、具体的にどういう対応をしているのかということをご説明申し上げて、またご意見を伺いたいと思っております。その仮に柏崎刈羽原発で事故起きたときに、どういう指示を下すかということにつきましては、これはちょっと私たちは今この段階で、放射能のああいふ一つの福島と同じような事故が起きた、どう対応するかということにつきましては、これはもう10キロ圏内、20キロ圏内ですが、速やかに避難をしなければならぬということです。その地震対策にあわせて、私は県にも言うのです。地震対策にあわせて、この原発事故あったときにはどうするのかと。これは、やはりいち早く安全圏は30キロか50キロかわかりませんが、そういうところに避難をしなければならない。この住宅の中にいなさいなんてものではないです。避難をしなければならない。そういう問題に対する対応は、私たちは具体的なものはEPZ、これからの問題ですよ。そういう問題に対して、事故起きたときどうするのか。今ここで皆さん、放射能が漏れました。家に入ってください、あるいは逃げてくださいというのではなくて、やっぱり私は仮に放射能漏れがあったとするならば、速やかに安全圏外に待避するということが大事です。そのための今の地震の避難路につきましても、単に地震のために避難するのではないです。地震のためであったら、高いところへ逃げればいいのです。しかし、さて放射能漏れがあったとするならば、安全圏に避難をしなければならぬと。そのための単なる高台に逃げたからいいのではなくて、高台からそれではある大きな道路に集合して、直ちに避難ができる場所はどこにするかということまで考えているのです。その程度にしていだかないと、これからEPZ、そういう問題の中に安全協定なりいろいろな問題出てきます。そうなればより具体的に申し上げたいと思うのですが、今ここで即柏崎原発が事故あったということは、ないようにまずしなければならないです。徹底的にやらせなければだめです。そういう事故を想定するのではなくて、事故を起こしてはならない。起きたらもう日本は終わります。起こさないようにしなければならない、そのものです。もし起きた場合には、私はやっぱり今の避難路とあわせて確実な場所に避難をするということまでちょっと皆さんにご提示申し上げます。

そういうことで、今具体的に放射能が漏れたから、さてどういう指示をせいということは今私は

町民にまずそこまで言うことは、ちょっと控えたいと思っています。より事故を起こさないということに対して、我々責任を持って徹底的にやるということだとどめておいていきたいなとは思っています。

○議長（宮下孝幸） 三輪議員。

○7番（三輪 正） これは、こういったことも非常に考えていただきたいということでございます。

それと、私も以前から刈羽村の皆さんもラピカへ行かれたことはあると思うのです。当初あれ非常に極端に言えばぜいたくな建物だなと思っていました、まず入るとき気がつくのは自動ドアが3つあるのです。今まで3つなんか絶対私は必要ないと思ったのです。2つあってもぜいたくだなと思ったら、最近やっとわかりました。あれは、内部へ放射能をいかに入れないかのために三重になっているのだそうです。それで同じ建物でもコンクリートの建物と木造では全然違うと。やはりいかにコンクリートの中に避難するかということだそうなので、その辺もあわせて今後出雲崎にも公共の役場を含めて各センターですとかありますので、その辺も今のうちからいざというとき、もし屋内待避の場合はこうだよということもまた考えていただきたい。

それと、8月19日の全員協議会するとき、セシウムの汚泥がエコパークに持ち入れられるのではないかなというように、そのとき質問をしまして、町長のほうから明かに受け入れないということで、翌日の日報にも大きく放射能は受け入れないということを明言していただきまして、ありがとうございました。これからいろいろこういった問題が出てくるかと思いますが、とにかく町民はまず頼るべきは町といいますか、非常に頼りにしておりますので、その辺を早目に住民が安心できるような形で対応していただきたいと思います。それでは、この件につきまして、時間もちょっとありませんので、ちょっと終わります。

それと、2番目の質問ですけれども、出雲崎の自然エネルギー活用を検討せよということなのですが、これは原発にも絡みますけれども、以前から出雲崎は約4,400ヘクタールの面積がございます。その中の大部分は、山林でございます。多分70%以上は山林になるかと思えます。山林は、今非常に木材の価格が低迷しているがために、非常に逆に今ちょっと厄介者扱いされているという面もありますけれども、これから極力放射能のというか原発の負担を少なくして、自然エネルギーを活用しようということが今全国的に上がっていますし、ただ問題点もたくさんございます。だけど、法律改正によりまして、電力会社の買い入れですとかいうことで、これから弾みがつくことは間違いないかと思えます。

それで出雲崎は、石油産業の発祥の地でもあるわけなので、ぜひこの辺、町内の資源をもう一度見直しまして、新たに何かをつくるのか、それは多少つくらなければだめですが、投資をするのではなくて、今ある資源をいかに活用するかということを考えていただきたいと。例えば今言いました森林でございます。今杉の造林地は、本当に間伐が進まないで、本当に皆様山を見ていただくと、遠くから見るといい山に見えるのですが、そば行きますと本当に針金みたいな木ばかりしかない

いうことで、あれですともう全然木も太らないし、いざとなった場合、今度災害になるわけです。今回和歌山県ですとか奈良県の山林の崩壊現場見ますと、まず私見るのは山の木なのです。ほとんど針金みたいな木しか植わっていないです。あれ本来であれば間伐して、きっといい山になっていると思う。今ほとんど特にああいう急傾斜地ですので機械も入れられないということで、非常に間伐も進んでいないと思うのですが、出雲崎もそういうふうな災害防止とまた自然エネルギー、今木材の間伐材を使いまして、それで発電をすとか、ストーブの燃料にするとかということが今主に新潟市の新津地区、それから阿賀野市あたりで進んでおりますけれども、この町だけだとちょっと難しかったら、例えば長岡定住圏を含めてそういったものもぜひ考えていただきたいと。要するに自然エネルギーの利用、木材価格の価値の向上、そして災害防止という一石三鳥になるわけですが、まず第一弾、そこをお聞きします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） エコパークへの汚泥の搬入については、質問でお答えはしなかったわけですが、私は改めてこの問題に入ります前に、原子力のその危険性と町民の安全、安心を確保するということについては、これからひとつ皆さんと力を合わせて徹底的に国、事業者に対して私はもう強烈にアピールしていかなければだめだと思っています。そういうことで、この町だけでは解決できない問題ございますので、ひとつ改めて皆さんと力を合わせて、もう町民の皆さんにそういう不安感を与えないような万全の体制を、私たち町が対応するよりも国、県、事業者に対しても徹底的にひとつやりましょう。もうこれはひとつ町民のためにも皆さんとその共同歩調をとりながらやっていかないと町民の皆さんにも大変な損を与えるということになりますので、改めてこれはひとつ明後日の説明会もございまして、ぜひひとつ皆さんからも積極的な発言をさせていただいて、出雲崎町は小さな町でもこれだけの原子力あるいは安全に対するもうあれを持っているのですよということを強烈にアピールしていただきたいということをまずお願いをして、次の質問にお答えしてまいりたいと思います。

この自然エネルギーの活用ということは、これは当然これからのエネルギー問題の中で大きな課題になっておりますし、今太陽光あるいは地熱、あるいは木材利用の、あるいは畜産の汚泥等々の活用の対応を考えておられるわけですが、特に今三輪議員さんがご指摘になりました木材の問題でございますが、これは今おっしゃったように秋田県の能代におきましてはもう相当有名になっておるのですが、これは合板会社と製材業者が合体をしてこの施設をつくっております。約15億円を投入して、特に秋田県はやっぱり木材産地でございますので、製材した製材くずとか、そういう製造に伴って出た製材を処理しておるということでございますが、これもなかなか10億円かかったそうですが、厳しいらしいです。買電は、1キロワット3.5円だそうです。とてもとても対応できないという実態で、少なくとも25円から30円でないと、買電価格がそうでないと採算がとれないという一つの非常に厳しい状況があるということが伝えられております。特にまた新潟秋葉

区におけるペレット、この生産につきましても、これは私もちょっと研究してみなければならないと思うのですが、このペレットを生産するために間伐材を出して、そこで持ってきて加工するというのは、とてもコストの面では合わないらしいです。この秋葉区にあるペレット製造の機械は、やはり移動しながら持っていきらしいのです。その施設らしいのです。私もそれらを今度参考に見せてもらいたいなと思っているのですが、その辺確かにおっしゃるように、この出雲崎もそういう間伐等々が必要性となってまいるわけでありますが、その間伐材を搬出してペレットなり、そういう熱エネルギーに変えるということは、相当研究してみないと難しいのではないかとということで思っていますので、できるところからやっていかなければだめだと思います。

そのほかいろいろの地区でやっている、例えば岩手県の葛巻町はやっぱりこれをやっているらしいです。それも非常にやっぱり厳しいということでございますが、先ほどもお話あった、計画としてはその町の潜在需要電力の190倍ぐらいのものを発電する可能性があるというような見通しを立てながら、今取り組んでいるようでございます。その辺もやっぱり先進地の事例をしっかりと把握をしながら、やはりただやれば良いというのでなくて、採算性の問題もございまして、だれがその事業主体になるのか、その辺のコストの面とか、買電価格もこれからどうでしょうか。自然エネルギー再生法によって、若干買電価格も上がるのではないのでしょうか。ちょっと私もその辺はあれですが、そういう点も大いに参考にしながら、確かに三輪議員さんのおっしゃるように、この問題には前向きに取り組んでいく必要があると思います。ただし、もっとやっぱり実用するためには、どういう生産方法があるのか、大いにひとつ議会の皆さんからもそういうところでちょっと勉強していただいて、私たちも勉強させていただいて、このことを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下孝幸） 三輪議員、時間ですのでまとめてください。

○7番（三輪 正） そうですね。あと時間が二、三分しかないので、済みません。

最後に、もう一つ今山の山林のことも話ししましたが、出雲崎は非常に海岸線が長いということで、風力発電。ただ風力発電については、非常に雷の対応が遅れているので、結構あちこちでトラブル起こしていますので、ただその雷対策さえなれば非常に日本もそういうふうな適地、潜在能力があるということで、その辺も海岸線せつかく持っているわけですので、ここら辺も考えようによっては長所ですので考えていただいて、やはりそうではなくて、山のほうでもいいわけなので、そういったある資源なり立地を今のうちから考えて、議員としてもそういったのを要するに勉強したりとか、地元をよく見たりとかということで考えていかなければだめなので、やっぱりこういうふうな逆に災難を何とか福にするような形をこれから考えていかなければだめだと思いますので、町もそういった面でいろいろ、町も非常に情報なりスタッフもそろっているわけですので、その辺も今後見据えて研究をしていただきたいということで、時間もありませんのでこれで終わりますが、その辺お願いいたします。

○議長（宮下孝幸） これで暫時休憩いたします。

（午前 10 時 29 分）

○議長（宮下孝幸） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 40 分）

◇ 田 中 元 議 員

○議長（宮下孝幸） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） それでは、一般質問させていただきます。

現在公表されている財政調整基金が約10億、これは平成23年の2月1日、出雲崎町町長が公表された「出雲崎町財政事情の公表について」という書類の中からの数字でございますが、財政調整基金が約19億円強あります。それから、その他の資金が5億6,000万円あり、その時点で合計で24億5,800万円余りの基金がございます。町長は、常に盤石であると発言されています。財政については、盤石であると発言。しかし、相次ぐ震災、経済不況による税収の伸び悩み、それからエコパーク施設周辺の環境整備事業交付金、毎年来ておりますが、約1億円が今年度で終了、それから人口減や制度改正に伴う交付税等で約1億円の減収が見込まれ、合計で約2億円の税収の減額が考えられます。仮に毎年2億円の減額で、現在の同額の財政の予算規模を進めていった場合には、町としては単なる税収からいったら10年で底をつく状況になると。町長の財政展望の中で、さらなる行政のスリム化を考えておられますが、今までこれだけ頑張って行政をスリム化されてきて、この後どのようなスリム化を考えておられるのか、まずお聞きします。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） まず、冒頭田中議員さんのご質問にお答えしたいことは、財政運営は1足す1が2だという単純なものでなくて、もろもろの要因が加わってまいりますので、その辺はその状況を判断しながら、弾力的に運用しながら、あくまでも盤石な財政運営をするというのが基本でございますので、その辺を単純に、計算のできるわけでございませぬので、その辺だけはご理解いただきたいと思っております。順次ご説明を申し上げます。

ご質問のように、23年度施政方針の中で今後の財政運営に当たりまして、廃棄物処分場設置に係る交付金、また国勢調査の人口減に伴う地方交付税への影響を今後の財政見通し展望において懸念をしておるということは事実でございます。直近の数字から申し上げますと、財政調整基金につきましては、22年度末での残高は21億3,000万となっておりますが、ただし本年23年度、このうち2億5,000万円を繰り入れる予算を編成しております。本年度当初予算では、普通地方交付税、臨時財政対策債を合わせまして14億5,000万を見込んでおりましたが、この8月に決定におきまして、普通交付税、臨時財政対策債で16億3,000万円の交付となりまして、1億8,000万の留保というふう

になっています。今後の新しい住宅団地等の事業執行もありますが、現在の状況からいたしまして、本年度も基金をそう多くは取り崩さなくて、ある程度戻せるのではないかと考えておりましたが、年度末で財政調整基金の最低20億円以上は確保できるのではないかと見込んでおります。

次に、議員がおっしゃっております来年度以降県交付金の終了、交付税の減少という厳しい材料がそろっていることも事実であります。人口減による普通交付税の影響につきましては、このところ5年単位で約450人前後の人口が減少しております。当然交付税にその影響があるわけでありませんが、国も急に減額となりますと、各自治体の財政運営が大変になりますので、激変緩和といたしまして5年間は緩やかなラインで減額となるような措置をとっております。そのような中で、17年の国勢調査人口を用いた18年度の普通交付税、臨時財政対策債が15億6,200万円、22年度数値を用いました本年の交付税、臨時財政対策債は16億3,300万円でありまして、比較しますと実質7,100万円の増となっております。現実的には、交付税自体には多くの影響は出ておらないというのが現状であります。しかしながら、国政レベルでおっしゃるように、常に不安材料が取りざたされている状況の中で、本町も引き続いて厳しい予算編成を迎えること、当然さらなるスリム化を進める必要があります。今まで財政的なご質問をいただいたときに、必ず私の財政運営の基本として、入るを計って出ざるを制する、財政を語らずして政策なしと常に私は申し上げております。限られた財源という器の中で、それに見合う執行は当然のことです。

また、今回議員さんのご質問いただいた、さらなるまた次なるスリム化についてであります。議員の質問を相談したときに総務課長が私に申し上げておりますことは、本町は特に補正予算において今後考える必要があるという提言をされております。当然補正予算でありますので、不足、緊急事の対応、また当初からの施策的な対応で繰越金あるいは交付税等の留保を見ながら補正対応するという小さな町ならではの財政運営ということで今まで進めてまいっております。平成22年度全体の補正予算の財源見ますと、このうちの一般財源は3億5,000万円でございますが、さらにこのうち財政調整基金が約2億3,000万円、申し上げますが、ここよく聞いてもらいたいのですが、一般財源は3億5,000万円に対応しているのですが、その中には財政調整基金に2億3,000万円積み立てておるのです、逆に。施策的には、残り1億2,000万円を充当をしております。本年度以降は、財政調整基金の新たな積み立て、新たな積み立ては大変難しい状況だと思っておりますが、これからの財源の不安材料をこの辺で捻出しなければならないと思っております。当然当初予算、補正予算、いずれにおきましてもすべてがスリム化対象という認識の中で、年度途中での事業執行の見直しを含めまして、今までにない将来を見据えた財政運営を行っていく必要があろうかと考えております。

また、中長期的な財政運営を見通しますと、現在23年度末で20億強の財政調整基金を見込んでおりますが、今後5年スパンで見た場合、新たな施策、事業執行を含めまして、最低の財政調整基金の保有残高を15億円以上に保つという財政運営を考えております。

以上、質問にお答えしました。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今財政内容について、健全化を常に発言されて、町長の内容はよくわかりました。それで今聞いたので、最後に今後についてはどういうふうにあれしようとも、15億円以上は財調残すのだと、そうやって基本的な運用していくのだと、確かに15億円あるということになりますと、今現在ある財政調整基金のほんの少しばかりの目減りで済むということになりますと、財政は心配ないのだなということわかります。ただ、私が申し上げたのは、基金の内容よりもただそれを維持しながら今の財政状況を維持し、今の予算を維持しながら続けるということに対しての、かつ先ほど申し上げましたスリム化の向上ということについてのご答弁がいただけなかったと思うのですが、この全体のスリム化についてのお考えではいかがでございましょう。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） スリム化、スリム化といいますが、執拗に私はスリム化する必要はない。基本的なスリム化に対応しなければならない事項もございます。例えば経常収支比率、平成22年度の決算において皆さんもご承知のように78.8です。県下でも経常収支比率においては、県下のトップクラスにいます。これ以上人件費を減らしたりなんかすればもう町の行政は、今人件費だってそうです。職員数だってそうです。徹底的な対応している。1人でも休まれると、大変なことになるのです。それほどまでやっていることによって、経常収支比率が78.8、県下でトップクラスにいます。だから私は、スリム化、スリム化といっても何をスリム化するかと。私やっぱりこれからの今出雲崎町の現状においては、そして皆さんもご承知でしょう。ハード的な面は道路の改良率、舗装率、あるいは下水の処理施設人口関係、新潟県ではトップですよ。要するに、ハード的な面はほとんど事業としては終わっているのです。私たちは、これから高齢化を迎える中における出雲崎町の基本的な政策を進めるということにおいては、これ今国、大きな問題になっております社会保障と税の一体改革というものがございます。私は、やっぱりそういう面も出雲崎町も当然そういうものにも切り込んでいかなければならない。しかし、私はやっぱりこの高齢化における社会保障関係においては、できるだけ町民各位に迷惑かけないような形の中でハード的な面においては、今申し上げるようにもう相当の事業進んでいるのです。だから私は、今出雲崎町が置かれている状況の中に何を緊急的に優先しなければならないのか、何をカットしなければならないのか、単純にいかにか何をスリム化するというのを私は申し上げない。出雲崎町の現状の中において、弾力的に対応しながら、より適切な町民の皆さんにご理解いただけるような財政運営をしてみたい。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 財政運営については、もう超ベテランでございますので、私がとやかく言うことではないと思いますが、今ご答弁の中でスリム化については状況判断によっておやりになるとい

うご答弁いただきました。それで財政展望の中では、さらなるというふうな、あえて一言を入れて書面に残っておりますので、今の町長のご答弁ですと、当面の間は今の状態で進めていくというふうに解釈させていただきましたが、それでよろしゅうございますか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど申し上げました、具体的に数字申し上げますと、道路改良率81.4%、これは県下で5位ですよね。また、舗装におきましても88.1%で県下の5位です。これが5位。舗装率は3位です。だから私は、今例えば出雲崎町もハード的な面で町道関係の第2次改築に入っています。私は、やっぱりその財政運用の中に、今の1次改良においてはもうほとんど改良終わっているわけですので、2次改築についてはその財政の例えば地方交付税がどう変化してくるのか、あるいは申し上げているように、来年度において市町村に一括交付金5,000億円が来る。果たしてこれもどうなるのか、そういう不安定材料たくさんございます。そういうものは、私は先ほど申し上げた、入るを計って出ざるを制する中におけるハード的な面の事業を若干縮小しながら、財政状況が好転するのを待ちながら、改めてまた取り組むというような弾力的な対応、これ一つスリム化します、これはまたやりますと、そういうことは今ちょっと私のほうでは具体的な事例を挙げられないのです。あくまでもご理解いただきたいのは、今の出雲崎町の現状の中において、何を緊急的に優先をさせなければならないか、何を若干待つべきかということ弾力的に状況判断をしながら進めていくということを申し上げているので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今の町長の話の中でわかりましたので、これはこれで終わりにしたいと思えます。

次に、税増収のことについて若干といいますが、質問させていただきますが、第5次出雲崎町総合計画で町長が答申をされたものに対して、ここに平成23年度から平成27年度までの前期の、これ5年になるのでしょうか、基本構想は32年までの10年間、前期の基本計画が5年間でございますが、その中で行財政の合理化という中でこういうふうに述べられております。「増税意識の高揚と受益者負担の適正化、補助金の見直しなどを不断に行いながら、自主的で弾力的な財政運営を推進したい」というふうに書いてありますが、受益負担の適正化ということに税意識の高揚、それになりますと、補助金の見直しも考えられる。ということは、財政が圧迫することが考えられるが、緩やかな増税を考えているふうに解釈してよろしいのでしょうか。特に今あります特別会計の中の保険関係では、予算が相当窮屈になりつつある現状だと思います。その点については、どうお考えなのかお聞かせいただきます。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） 失礼しました。お答えをしたいと思います。

税収増についてのご質問であります。当然やっぱり納税意識の高揚と、また受益者負担の適正

化、補助金の見直しということを第5次総合計画で初めてではなく、第4次以前の計画の中にも当然盛り込まれておるわけでございます。ここにまた町民として、やっぱりこれは納税、社会生活の中での一人一人の義務でありまして、それによって社会が成り立っております、当然引き続いて納税者としてのやっぱり義務というものも何とでもご理解いただくというようなことで努力してまいらなければならぬと思っております。

また、受益者負担のあり方につきましては、水道、下水道等の企業会計、これは独立採算、当然収入によって本来賄わなければならないわけではありますが、簡易水道におきましては使用料で現在会計収入、収支がとれておりますが、下水道事業につきましては今後とも厳しい状況にありますので、まずは加入率を最高値まで上げること、そして次の段階で使用料を検討していくということになるかと思うわけでございます。国保会計につきましても、介護保険会計におきましていずれも給付費の伸びは顕著なことになっておりますので、それぞれの運営基金が先は見えてきておるという状態であります。当然この給付費の伸びに対しましても、国、県、町の負担割合があり、また当然被保険者の保険料の負担があるものというふうに考えておりますが、給付費が伸びれば当然全体的な負担が増えるということは、自然なことだと思っております。特に国保会計におきましては、会計を支えておりますところの被保険者の所得層が実際低所得層が多いという本町の特性もありまして、今でも給付費の財源確保に大きく影響していることはご承知のとおりであります。また、介護会計におきましても、現在24年度からの3カ年の第5次介護保険事業計画の策定をしておりますが、当然4次計画に比べまして給付費が大きく伸びることが明らかになるために、65歳以上の1号被保険者の負担も給付費にスライドして保険料に影響することは間違いない状況であります。したがって、基本的な会計の利用者負担、被保険者保険料は歳出の給付に連動し、影響が出るということになるわけでございますので、それに見合う負担もお願いしなければならない、なければ会計が成り立たないという現状もあるので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

また、補助金の見直しにつきましてもありますが、これにつきましては前回のよう一律削減というようなことは、現時点では全く考えておらないわけでございます。やはり組織団体の運営経費的なものは、一定の補助期間を最初に約束してもらい、また会計の剰余金繰越しなど状況を参考にさせてもらい、今後ケースごとに判断をさせていただきたいというふうに思っておるわけでございます。先ほども申し上げましたが、年度途中の追加補正というものは、今後大変厳しくなるであろうということも、また議会の皆さんからも若干またご理解をいただきたいなというふうに思っているわけでございます。

○議長（宮下孝幸） 田中議員、質問の内容をもう少し簡明にまとめていただきたいと思います。

○8番（田中 元） はい、わかりました。

今説明聞いて大体わかりました。でも最後のほうで、保険料の関係で毎年微増しているのですよね。これ確かに、町長がおっしゃるとおり、払わなければならぬのが余計になると負担が余計にな

る、これは当然そういう発想になるわけですが、特に保険関係について基金が完全に底をつきそうな状況にあるという中で、大変な状況だと思っております。それにしても出雲崎は、まだよその町村に比べて保険料が安いという話も聞いておりますので、その辺については結構なのですが、やはり今の支出の面からいきまして、特にこの前にも質問しました3大疾病の関係の出費が相当大きいわけですが、今後その辺にも力を入れて、やはり保険料会計を考えていくというようなお考えなのでございましょうか。

○議長（宮下孝幸） 町長。

○町長（小林則幸） ご質問の国保関係につきましては、かつては基金を1億9,000万円程度持ちながら、そして非常に国保の厚生関係においては先ほど申したとおり厳しいわけでございますので、それによるバランスを考えたときには、相当国保料を上げなければならぬという現実がございましたが、これにつきましては基金会計から繰入れながら軽減負担を図ってまいったわけでございますが、現在は約5,350万円程度でしたかね。非常に基金が……

〔「9,000万ぐらいです。来年の年度末」の声あり〕

○町長（小林則幸） 失礼しました。それでも9,000万円、私5,300万円だと思ったら9,000万円あるそうでございますので、まだちょっと余裕があるかなと思っておりますが、いずれにいたしましても他町とは違ってうちは基金を持っている関係で今そうなっているのですが、今後ちょっと私も申し上げておりますように、残念ながら先ほど財政の問題で新潟県のトップクラスだと言ったのですが、今度は疾病関係でいいますと、心臓病あるいは脳疾患関係、悪質腫瘍関係のその疾病によって亡くなる方は新潟県のトップクラスにいます。ということは、それだけに医療費も非常にかかっている。あるいはCKD対策を今やっているのですが、慢性じん臓病で人工透析をされている方も出雲崎は多いということの中で、それらを少なくするということが最大の今努力をしながら、国保料をいかに下げるかということに努力しております。

そんなことで、この国保会計につきましては、これはただ出雲崎だけではなくて、国も大きな問題で高齢者医療制度改革委員会をつくって今やっているのです。だから2018年には広域連合、単なる町村ではなくて県単位でやろうということ今厚労省やっているのですが、これも温度差ありまして果たしてどうなるのか、全く予断を許さない。そして後期高齢者医療制度も改革をされて、非常に保険料も高くなっていく。いろんな面で今改革については、先行き予断を許さない、国保の改革も2013年を目途にやっているのです。しかし、果たしてどうなるのか。全体の広域連合、2018年にこれが本当になるのかどうか、この辺が大きな問題ですよね。だからこれからできるだけ町民の皆さんから病気にかからないように、安心して長く余生をいただくような形をまず対応しながら、医療費を下げていくということも大事ではないかなと思っております。

○議長（宮下孝幸） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今ご答弁いただきまして、よくわかりました。やはり今最後に出てきた疾病問

題が前の私のほうで一般質問もしましたけれども、これがやっぱり今出雲崎の一番ネックになっているのではないかと思います。3大疾病、申しわけないけれども、全部県下1位なのです、悪いほうから。これは、ある資料で出てきた数字なのですが、やはりそういうことを考えて、今保健福祉課を中心に行政一生懸命になっておられますが、そういうところの経費をやはり節減するのもひとつの方法だと思いますので、そういう面で努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮下孝幸） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮下孝幸） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時05分）

第 3 号

(9 月 22 日)

平成23年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成23年9月22日（木曜日）午前9時30分開議

- 第 1 議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について
- 第 2 議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 請願第 1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について
- 第 8 陳情第 4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について
- 第 9 議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について
- 第13 議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第23 議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第24 議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第26 議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第27 議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第28 議案第77号 出雲崎町街なみ環境開発基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第29 発議第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について
- 第30 発議第2号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書について
- 第31 議員派遣の件
- 第32 委員会の閉会中継続審査の件
- 第33 委員会の閉会中継続調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	中川正弘	6番	中野勝正
7番	三輪正	8番	田中元
9番	山崎信義	10番	宮下孝幸

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	佐藤信男
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	内藤百合子
書記	遠藤望

◎開議の宣告

○議長（宮下孝幸） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（宮下孝幸） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力を願います。

◎議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について

議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について

議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について

議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

請願第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について

陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について

○議長（宮下孝幸） 日程第1、議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定について、日程第2、議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第3、議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第4、議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について、日程第5、議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について、日程第6、議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第7、請願第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書について、日程第8、陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情について、以上議案6件、請願1件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案6件、請願1件、陳情1件は、総務文教常任委員会に付託してあり

ますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） 総務文教常任委員長報告。

去る9月13日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案6件、請願1件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。審査は、9月15日午後1時30分より役場議員控室において委員全員出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長、それに加えて郵政改革法案の説明に紹介議員の中野議員の出席を得て委員会を開会しました。

その結果について、お手元に配付しました報告のとおりですが、その審査結果について報告いたします。

最初に、議案第50号 出雲崎町暴力団排除条例制定については、全員慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第52号 出雲崎町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第53号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について、全員慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第54号 出雲崎町スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例制定について、また議案第55号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書については、紹介議員、中野勝正氏の説明を求め、過疎地域については三事業に分社化され、1人の配達員に頼んでも会社が違うなどの意見で、以前のようにできない等の意見がありました。慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 「私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情については、毎回採択済みでもあり等の意見があり、慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第50号を採決します。

議案第50号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号を採決します。

議案第51号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号を採決します。

議案第52号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決します。

議案第53号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号を採決します。

議案第54号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決します。

議案第55号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号を採決します。

請願第1号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号を採決します。

陳情第4号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について

○議長（宮下孝幸） 日程第9、議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第12、議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止について、以上議案4件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案4件は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案4件について、その審査が終了いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。審査は、9月15日午前9時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。その審査結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第56号 出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、災害弔慰金を支給する遺族を追加するもので、第4条の第3号に新しく死亡者と同居し、生計をともにしている兄弟、姉妹にも災害弔慰金を支給するものです。慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、入居者の資格について、各項において細分化をしたものです。第44条の2の第2号に同居もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを加えたものです。暴力団員の確認についての質疑があり、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 出雲崎町新生活支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定については、附則条項の第4項、支援金返還について、町長の裁量について質疑がありましたが、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 町道の路線認定、変更及び廃止については、起点、終点についての確認をし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会産業常任委員会委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第56号を採決します。

議案第56号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号を採決します。

議案第57号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号を採決します。

議案第58号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決します。

議案第59号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算
認定について

○議長（宮下孝幸） 日程第13、議案第60号 平成22年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第14、議案第61号 平成22年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第15、議案第62号 平成22年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、
日程第16、議案第63号 平成22年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日
程第17、議案第64号 平成22年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日
程第18、議案第65号 平成22年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程
第19、議案第66号 平成22年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第20、議案第67号 平成22年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて、日程第21、議案第68号 平成22年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、日程第22、議案第69号 平成22年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて、以上議案10件を一括議題とします。

ただいま議題としました10件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並
びに結果について決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、諸橋和史議員。

○決算審査特別委員長（諸橋和史） 決算審査特別委員長報告。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第60号から議案第69号まで議案
10件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。審査は、9月14日午
前9時30分から小林町長以下説明員の出席を求めて開催しました。

まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会
に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査いたしました。審査に当たりましては、決算書など
に基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見書を参考に、予算が関係法令に沿って
適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおりに実施され、どの程度町民サービ
スや福祉の向上が図られたか、などの視点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査過程
で述べられた主な意見について、報告いたします。

越後出雲崎天領の里時代館・石油記念館の利用者が年々減少しているので、指定管理者より利用
者が増加するよう経営努力をお願いしたい。未利用町有地について、監査委員から4年続けて売却
等早期処分の指摘があるが、今後どのように考えるか。早期に対処するよう求める。また、船橋地

内の埋立地の有効利用の促進を図ること。国民健康保険税の徴収率を更に高め、負担の公平化を図る。環境対策上からも下水道の接続率の更なるアップを求めること。

以上のような意見経過を踏まえ、採決した結果、議案第60号から議案第69号まで議案10件について、これを認定すべきものと決しました。

以上、決算審査特別委員長報告とします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号から議案第69号まで、決算審査特別委員長報告10件を採決します。

最初に、議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第60号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第61号から議案第69号まで議案9件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号から議案第69号まで議案9件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第61号から議案第69号まで議案9件は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（宮下孝幸） 日程第23、議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、日程第24、議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第25、議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第26、議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第27、議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、諸橋和史議員。

○予算審査特別委員長（諸橋和史） 予算審査特別委員長報告。

去る9月13日の本会議において、予算審査特別委員会に付託されました議案5件を審査するために、9月13日本会議終了後、午前11時20分より本会議場において委員全員出席のもと、説明員として町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催しました。

その審査結果につきましては、別紙報告のとおりですが、その審査の経過について報告いたします。

議案第70号 平成23年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、3款1項5目13節要援護者マップ整備事業委託料について、個人保護法にとらわれ過ぎると救済できないのではないか、また災害時に老人、障害者を救うには地元の協力が必要ではないか。次に、9款1項4目13節津波避難路整備調査業務委託料では、津波の避難路の整備、安全な道路標識、避難場所の設定、地元の協力、マップの作成等どのくらいの期間でできるかの意見がございました。8款5項4目13節石井町住宅宣伝広告等業務委託料は、日報、折り込み、内覧会、町内外の多くの人に知ってもらったほうがよいという意見がございました。2款1項1目12節の広告料追加は何か、東京出雲崎会の70周年記念のものかの意見がございました。6款1項5目19節町単藤巻地区農業用さく井設備事業補助金は、補助率がどう考えるのかがございました。8款5項2目28節街なみ環境開発基金繰出金追加はどう活用されるのか。10款3項1目15節教室棟屋上給水管漏水等改修工事については、学校の水道水に異物が見られた等の意見がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号 平成23年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号 平成23年度出雲崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号 平成23年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号 平成23年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、慎重審査の結果、全員異議なく可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（宮下孝幸） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号から議案第74号まで、予算審査特別委員長報告5件を採決します。

最初に、議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号から議案第74号まで議案4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号から議案第74号まで議案4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第71号から議案第74号まで議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第77号 出雲崎町街なみ環境開発基金条例の一部を改正する条例制定について

○議長（宮下孝幸） 日程第28、議案第77号 出雲崎町街なみ環境開発基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第77号につきましてご説明を申し上げます。

議案第70号の一般会計補正予算におきましてご説明いたしました出雲崎町街なみ環境開発基金の繰出金の追加補正によりまして、本基金条例第2条の基金の額を1,000万円から1,500万円に改正するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下孝幸） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございます。議案第70号の一般会計補正予算でご説明いたしましたが、この基金につきましては条例において基金の額定めておりますので、このたびの補正予算により基金への繰出金の追加とあわせて基金の額、変更をお願いするものであります。

よろしく願います。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中川議員。

○5番（中川正弘） 今回いろいろなところを買い求めるに当たって、基金の額を増勢することは、一般会計のところでも出ましたので、それにどうのこうの反対するつもりはございませんけれども、ただただ懸念するのは、例えば今回ひばりパチンコ屋さんのところを買い求めて、今壊しておりますけれども、壊したお金と求めたところが幾ら無料であってもプラスマイナスどれぐらいのものになるのかということです。壊し賃を当然また町が持つのでしょから、無料でいただいたところで、価値のないところはぜひということ、無理しないでほしいということでございますので、ぜひその辺精査して、どこでもかんでもただ寄附採納があるからいただくのではなくて、利用価値があるところ、あるいは先物買いしたほうがいいところというところを必ずそういう裏づけのあるところにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（宮下孝幸） 答弁よろしいでしょうか。

〔「結構です」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書について

○議長（宮下孝幸） 日程第29、発議第1号 郵政改革法案の速やかな成立を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第1号について提案理由を説明いたします。平成19年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、日本郵政株式会社からそれぞれの事業を継承した3つの株式会社、三事業会社から窓口業務を受託する郵便局株式会社の形で民営化・分社化されました。

当時、政府は郵政民営化について、良質で多様なサービスを安い料金で提供可能になり、国民の利便性を最大限に向上させるとし、国民もそれを期待し、民営化を支持しましたが、現状において、郵便局会社と郵便事業会社が別組織になったことにより、サービスの低下が指摘されています。特に公的交通機関の利便性が悪い地方の高齢者にとっては深刻な問題であり、郵政三事業のサービス一本化など経営形態の見直しが求められています。

郵政改革法案は、民営化で生じた様々な問題を克服し、郵政サービスが郵便局で一体的に提供されるようにするとともに、広く公平に利用できることを確保する法案ですので、速やかな成立を強く要請するために意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、賛同くださるようお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減助成と経常
費助成の増額・拡充を求める意見書について

○議長（宮下孝幸） 日程第30、発議第2号 私立高校生が学費を心配せず学べるように、学費軽減
助成と経常費助成の増額・拡充を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、諸橋和史議員。

○総務文教常任委員長（諸橋和史） ただいま議題となりました発議第2号について提案理由を説明
いたします。

県内の私立高校は1万1,549人で、高校生の約2割を占めており、公立高校とともに県内高校教
育の重要な一翼を担っています。

昨年4月から公立高校で授業料無償となり、私立高校では学費の一部を補う就学支援金が支給さ
れることになりました。この措置により、私立高校の学費負担は昨年度よりは軽減されましたが、
初年度納付金は県内平均で17万円から40万円・全国平均で59万円となっており、また私立高校に対
する公費は公立の約4割にとどまっているなど、公立高校と大きな格差が生じているのが現状であ
ります。

このため、保護者や生徒が私立高校に安心して入学・学び続けることに困難や支障が生ずること
のないよう、学費軽減助成制度の拡充とともに経常経費助成の増額・拡充を求め、意見書を提出す
るものであります。

以上、よろしく審議の上、賛同くださるようお願いいたします。

○議長（宮下孝幸） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宮下孝幸） 起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（宮下孝幸） 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続審査の件

○議長（宮下孝幸） 日程第32、委員会の閉会中継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（宮下孝幸） 日程第33、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下孝幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下孝幸） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時09分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 宮 下 孝 幸

署名議員 田 中 政 孝

署名議員 諸 橋 和 史